

年末年始
孤独・孤立相談ダイヤル
実施報告書



目 次

1. 年末年始孤独・孤立相談ダイヤルの体制等.....	1
(1) 調査研究の目的.....	1
(2) 電話相談期間.....	1
(3) 相談回線（相談のガイダンス番号）と協力団体.....	1
(4) 相談対応のイメージ図と実際の流れ	2
(5) 電話回線数.....	3
(6) 総架電数等.....	4
2. 相談支援の概要.....	12
(1) 相談員数等	12
(2) 相談記録.....	12
(3) つなぎ支援の状況（複数回等あり）	12
(4) クレーム対応.....	13
3. 相談者のプロフィール（詳細は 18P 以降）	13
4. 相談表集計の概要.....	15

（１）全体概要	15
（２）孤独・孤立の背景.....	16
■相談表集計■	18
1. 相談者のプロフィール.....	18
2. 相談表集計の概要	25
（３）主訴のテキストマイニング	31
（４）孤独・孤立の背景.....	32
■相談内容の例■	44

1. 年末年始孤独・孤立相談ダイヤルの体制等

(1) 調査研究の目的

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム関係団体が連携して統一的に電話相談を受け付ける新たな窓口体制の試行を行い、相談支援機関の連携強化と相談から具体的支援につなぐ体制の確立と効率化を図り、将来に向けた統一的・総合的な相談支援体制の構築に必要なデータの収集および分析・検証結果を提供することを目的とする。

(2) 電話相談期間

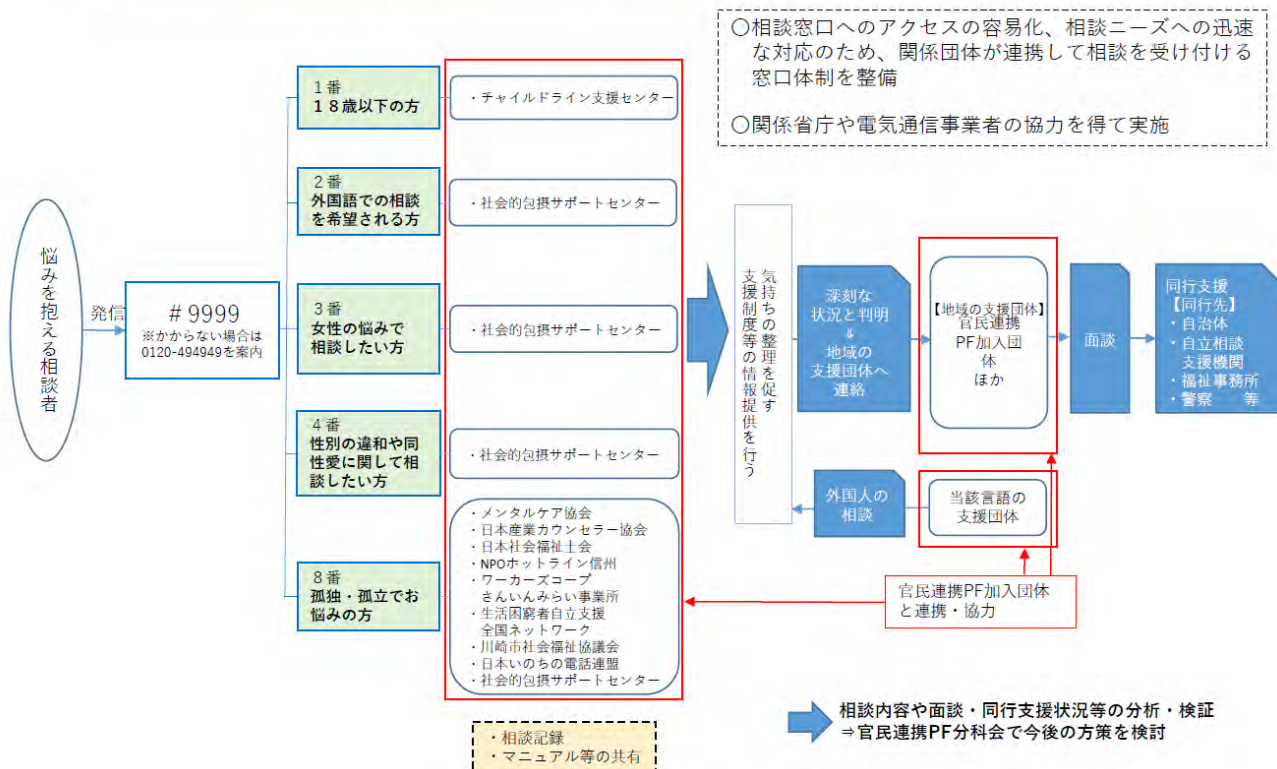
2023 年 12 月 15 日（金）9：00～2024 年 1 月 4 日（木）9：00

(3) 相談回線（相談のガイダンス番号）と協力団体

相談分野	ガイダンス番号	協力団体
18 歳以下の方	# 1	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
外国語での相談を希望される方	# 2	一般社団法人社会的包摂サポートセンター
女性の悩みで相談したい方	# 3	一般社団法人社会的包摂サポートセンター
性別の違和や同性愛について相談したい方	# 4	一般社団法人社会的包摂サポートセンター
孤独・孤立でお悩みの方	# 8	一般財団法人メンタルケア協会 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 公益財団法人日本社会福祉士会 一般社団法人千葉県社会福祉士会 一般社団法人栃木県社会福祉士会 一般社団法人群馬県社会福祉士会 特定非営利活動法人 NPO ホットライン信州 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 さんいんみらい事業所 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 一般社団法人日本いのちの電話連盟 特定非営利活動法人メンタルケア協議会 一般社団法人社会的包摂サポートセンター

(4) 相談対応のイメージ図と実際の流れ

「孤独・孤立相談ダイヤル#9999」試行（第5期：R5/12/15～R6/1/4）イメージ図



① 電話システム

NTTのフリーダイヤルシステムを活用したダイレクトに電話（携帯・固定）に接続する方法と、NTTの「Direct Calling」にMicrosoft社のTeamsを組み込んだ「オンラインの電話対応」の2種類を実施

② 相談員とコーディネーターの連携

相談員は各拠点（オンライン含む）で電話を受け、「つなぎ支援」対応のために各電話拠点のコーディネーターと「つなぎコーディネーター」がオンラインビデオチャット環境（固定されたZoom）に参加して困難事例に対応

③ つなぎ支援

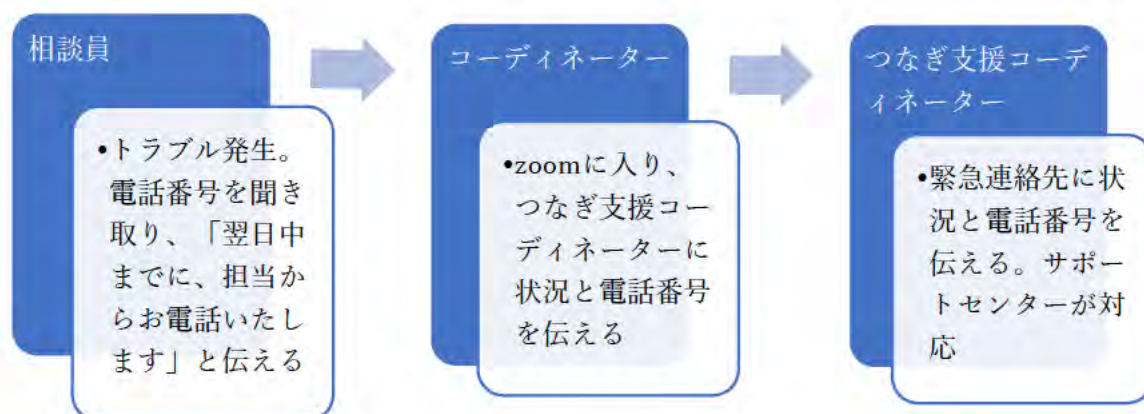
「つなぎ支援」が必要な場面では、待機する「つなぎ支援コーディネーター」と相談員が協議し、地域の支援団体等への支援要請、訪問面談・同行支援等に対応

④ 相談の記録

相談表、つなぎ相談表は共に電子データ化し、「kintone」（クラウド型業務アプリ開発プラットフォーム）上で管理

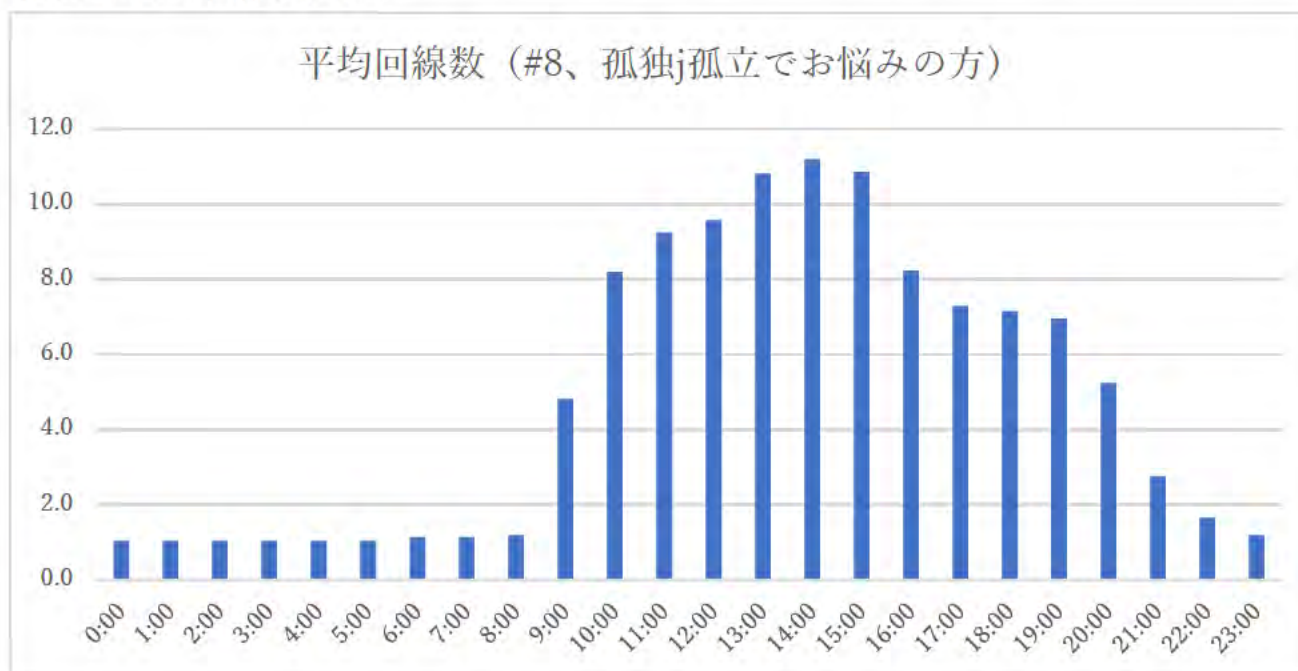
⑤ お客様窓口の設置

クレーム等トラブル対応が必要な架電があった場合は、電話番号を聞き取り、お客様窓口の担当から「翌日中までに」折り返し電話する体制とした



（５）電話回線数

実施期間中における、孤独孤立でお悩みの方の窓口の時間帯ごとの平均回線数は、最小で1.0回線、最大で11.2回線であった。



時間帯	平均回線数	時間帯	平均回線数
0~	1.0	12~	9.6
1~	1.0	13~	10.8
2~	1.0	14~	11.2
3~	1.0	15~	10.9
4~	1.0	16~	8.2
5~	1.0	17~	7.3
6~	1.1	18~	7.1
7~	1.1	19~	7.0
8~	1.2	20~	5.2
9~	4.8	21~	2.8
10~	8.2	22~	1.7
11~	9.2	23~	1.2

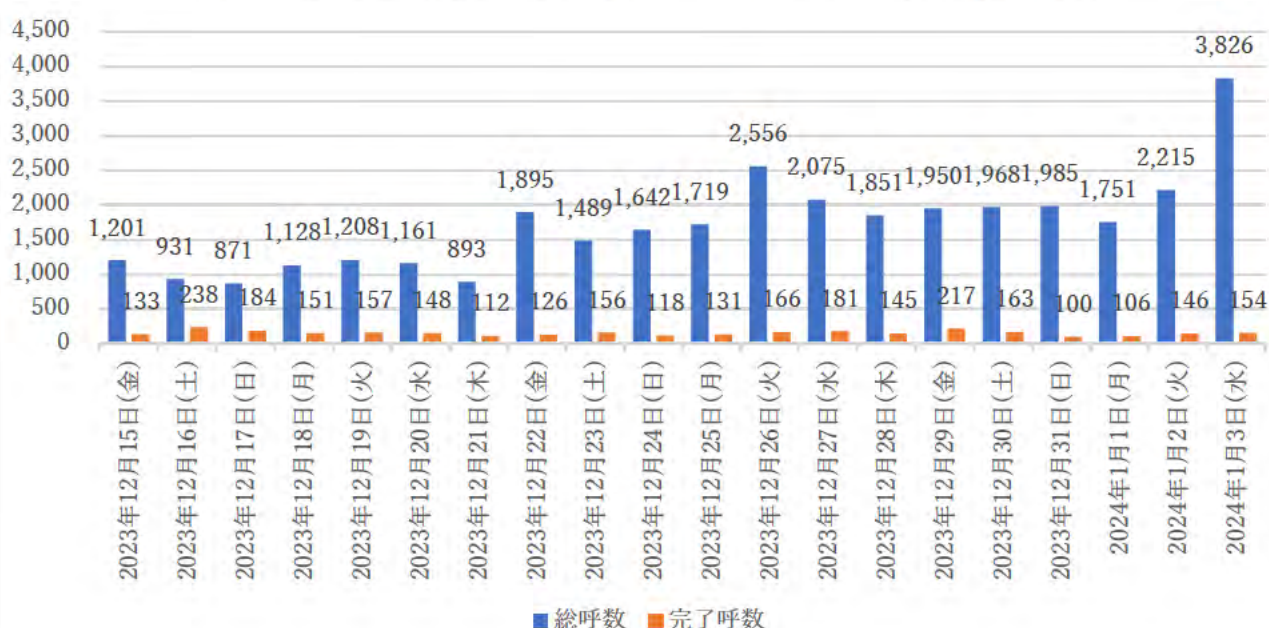
（６）総架電数等

総架電数は 34,315 件、応答件数は 3,032 件、応答率は 8.8%となった。応答件数の中には、ワン切り等相談として成立しなかったコール数も含まれる。何でも相談(8 番)は 24 時間体制で、その他の相談回線は時間帯を限定して相談対応をおこなった。相談件数が大幅に増加しており、それにともない応答率が大幅に低くなっている。

照会区間	総呼数	完了呼数	接続完了率
2023 年 12 月 15 日	1,201	133	11.1%
2023 年 12 月 16 日	931	238	25.6%
2023 年 12 月 17 日	871	184	21.1%
2023 年 12 月 18 日	1,128	151	13.4%
2023 年 12 月 19 日	1,208	157	13.0%
2023 年 12 月 20 日	1,161	148	12.7%
2023 年 12 月 21 日	893	112	12.5%
2023 年 12 月 22 日	1,895	126	6.6%
2023 年 12 月 23 日	1,489	156	10.5%
2023 年 12 月 24 日	1,642	118	7.2%
2023 年 12 月 25 日	1,719	131	7.6%
2023 年 12 月 26 日	2,556	166	6.5%
2023 年 12 月 27 日	2,075	181	8.7%
2023 年 12 月 28 日	1,851	145	7.8%
2023 年 12 月 29 日	1,950	217	11.1%

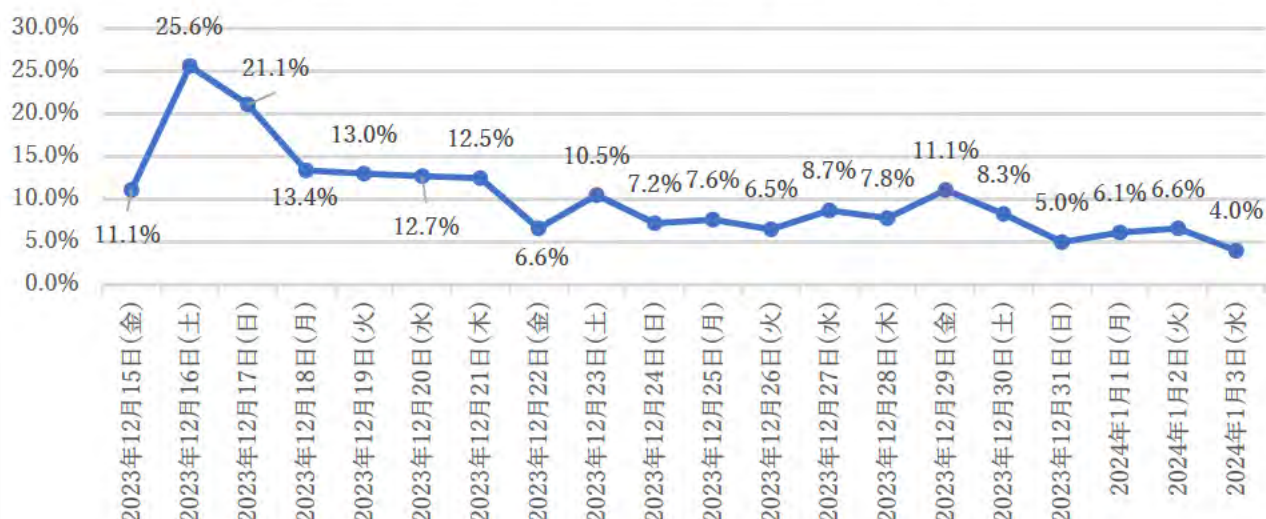
2023年12月30日	1,968	163	8.3%
2023年12月31日	1,985	100	5.0%
2024年1月1日	1,751	106	6.1%
2024年1月2日	2,215	146	6.6%
2024年1月3日	3,826	154	4.0%
合計	34,315	3,032	8.8%

2023/12/15（金）～2024/1/3（水）総呼数・完了呼数

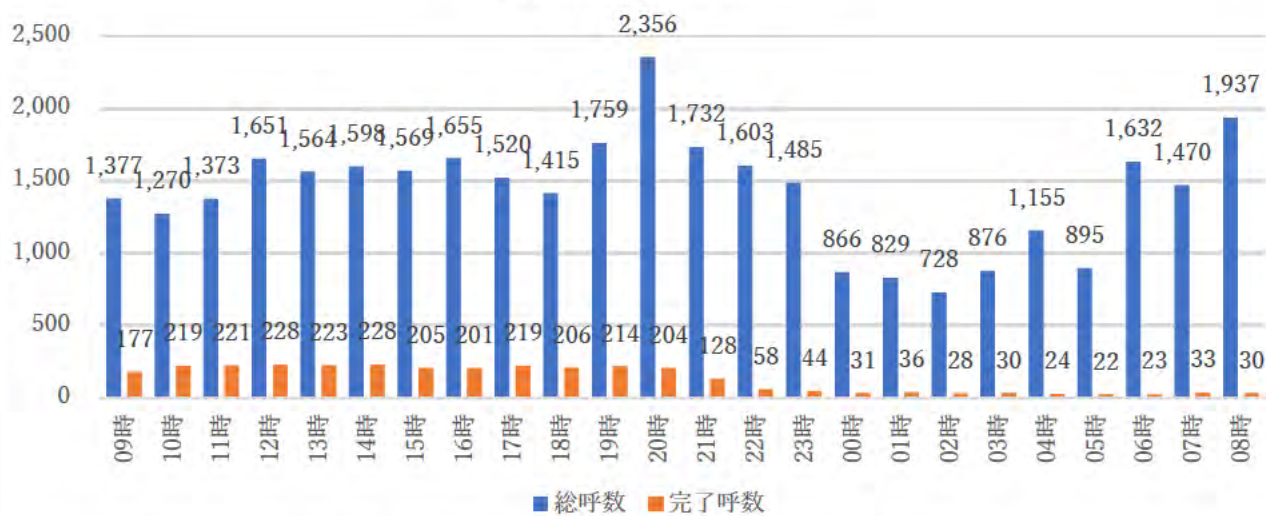


・ 応答状況

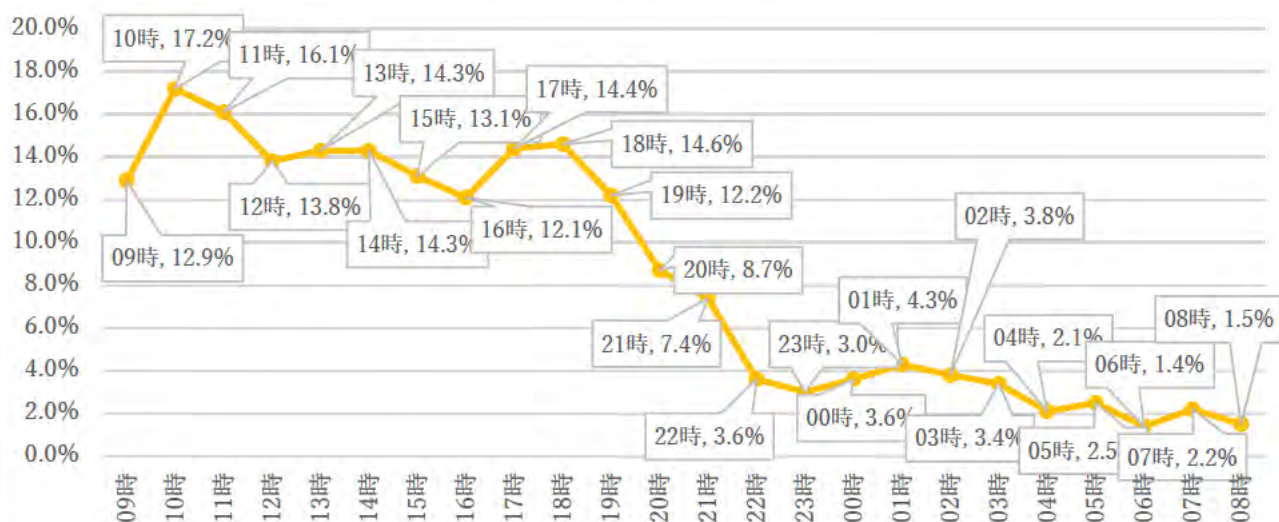
2023/12/15（金）～2024/1/3（水）応答率



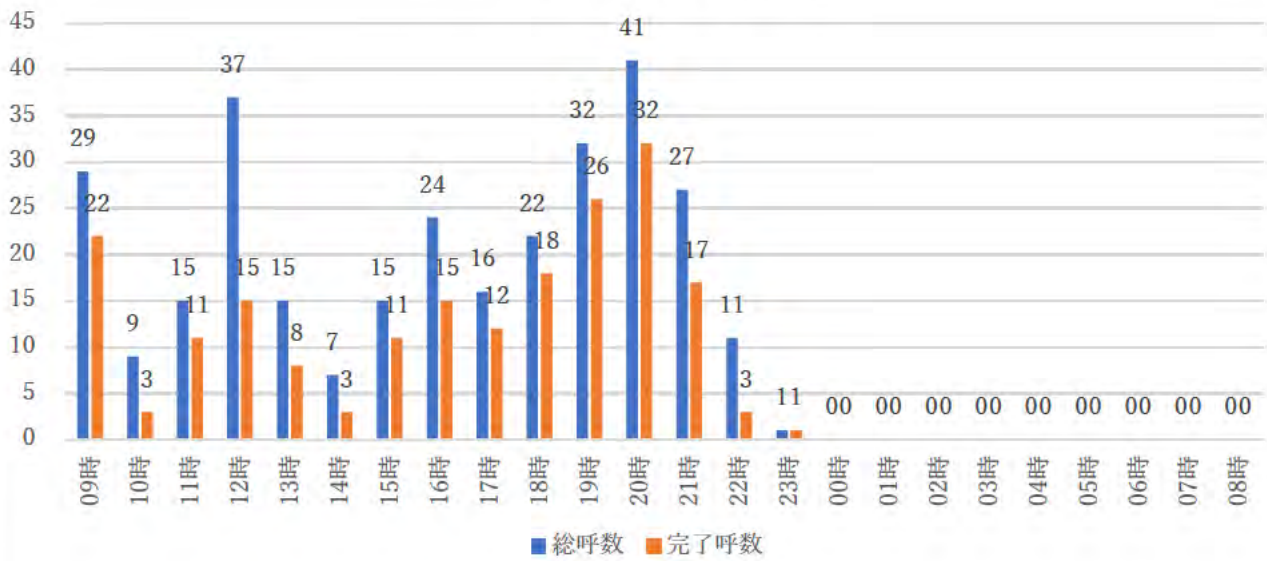
時間帯別応答状況



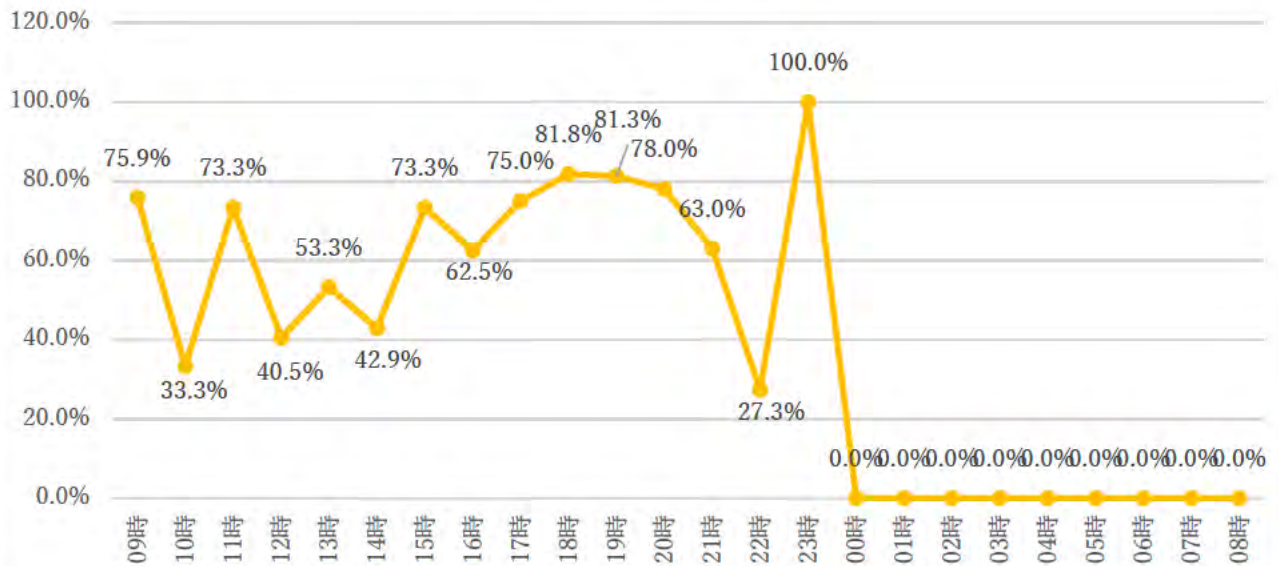
時間帯別接続完了率



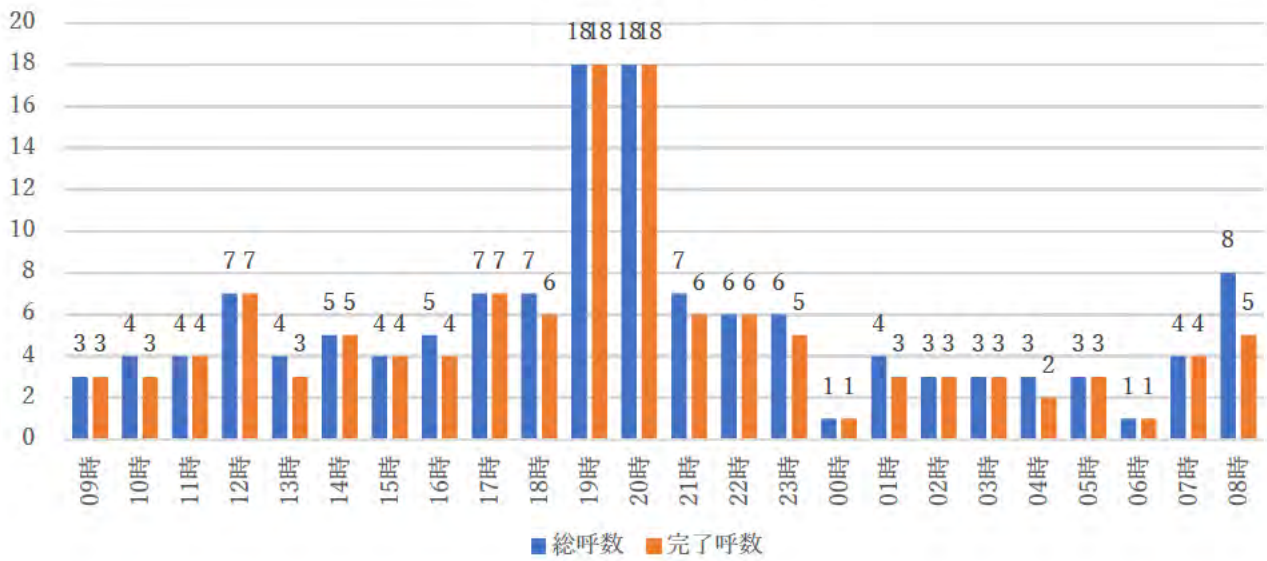
#1時間帯別応答状況



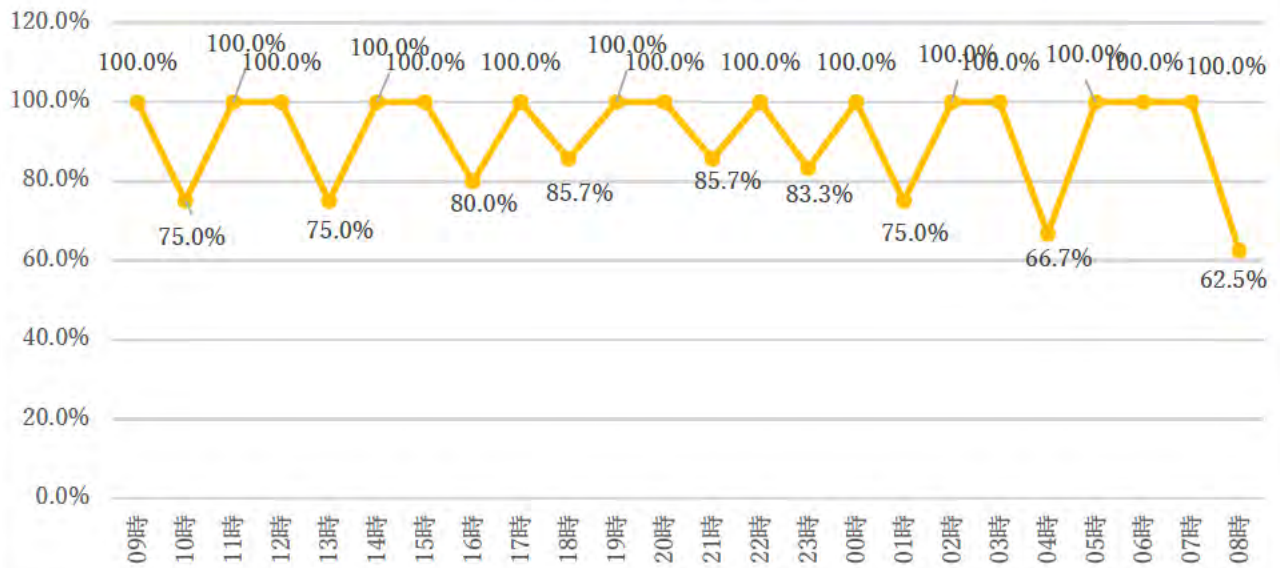
#1時間帯別接続完了率



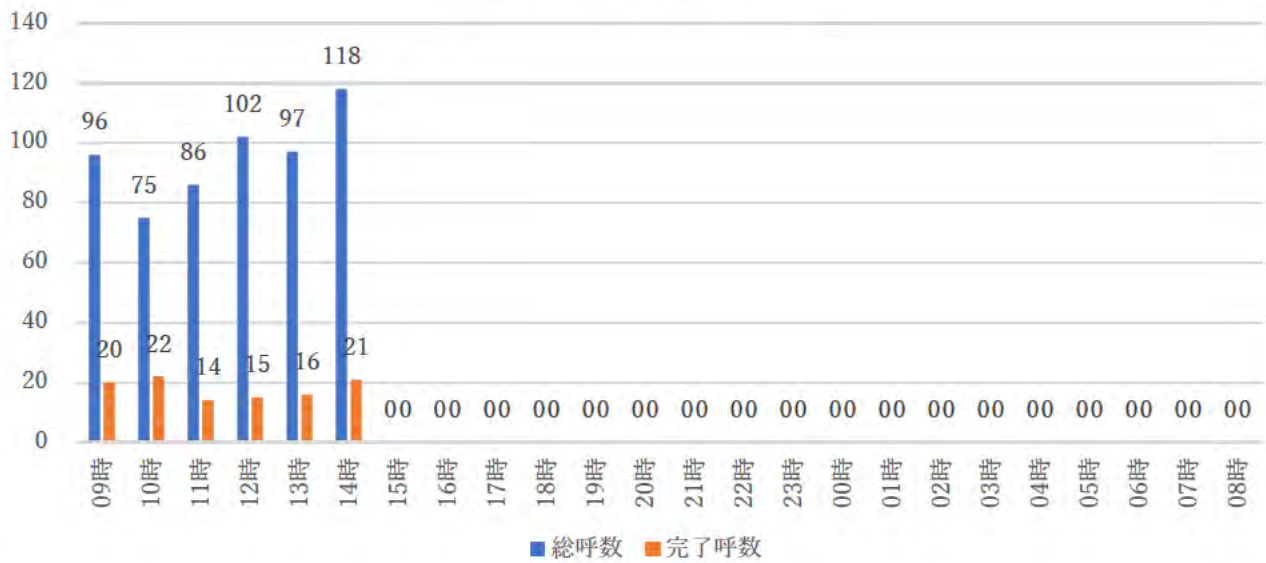
#2時間帯別応答状況



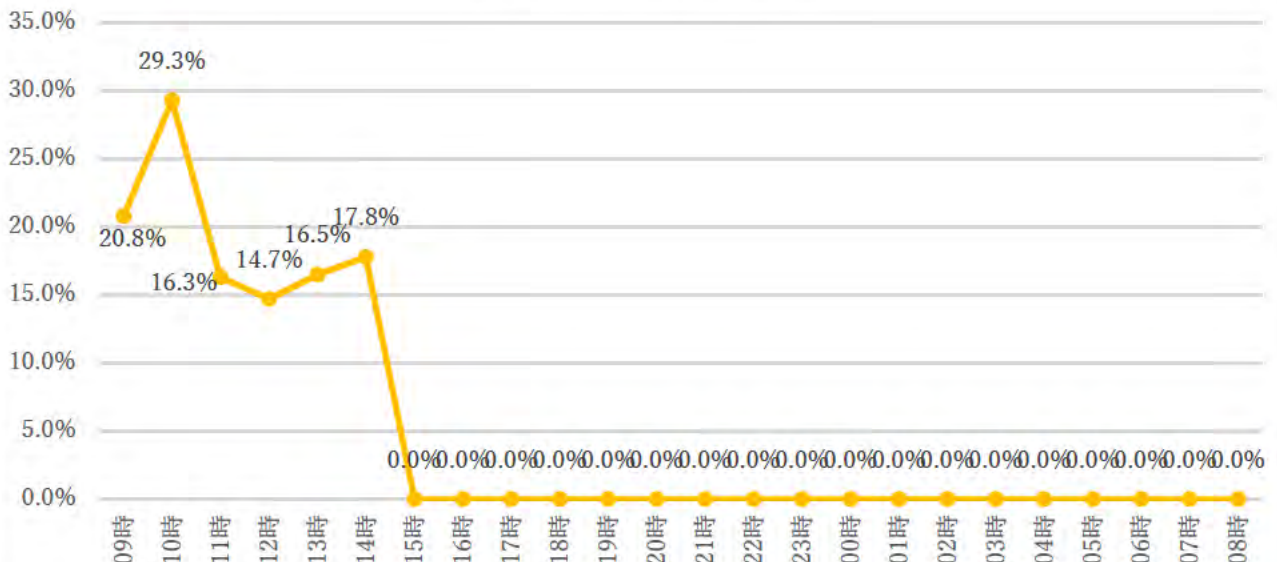
#2時間帯別接続完了率



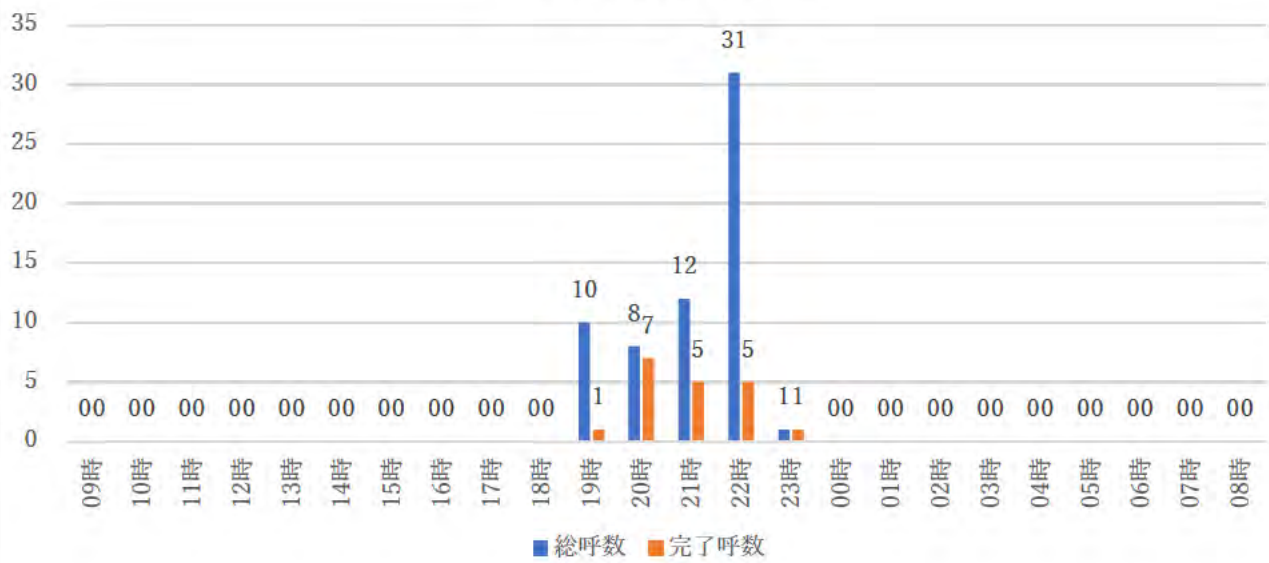
#3時間帯別応答状況



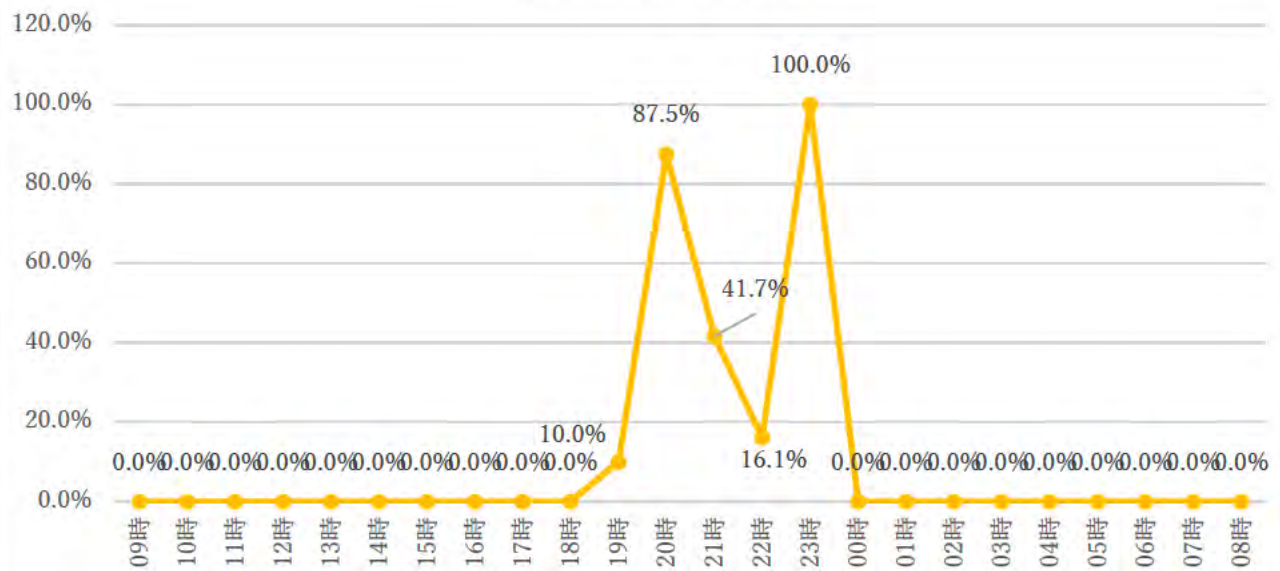
#3時間帯別接続完了率



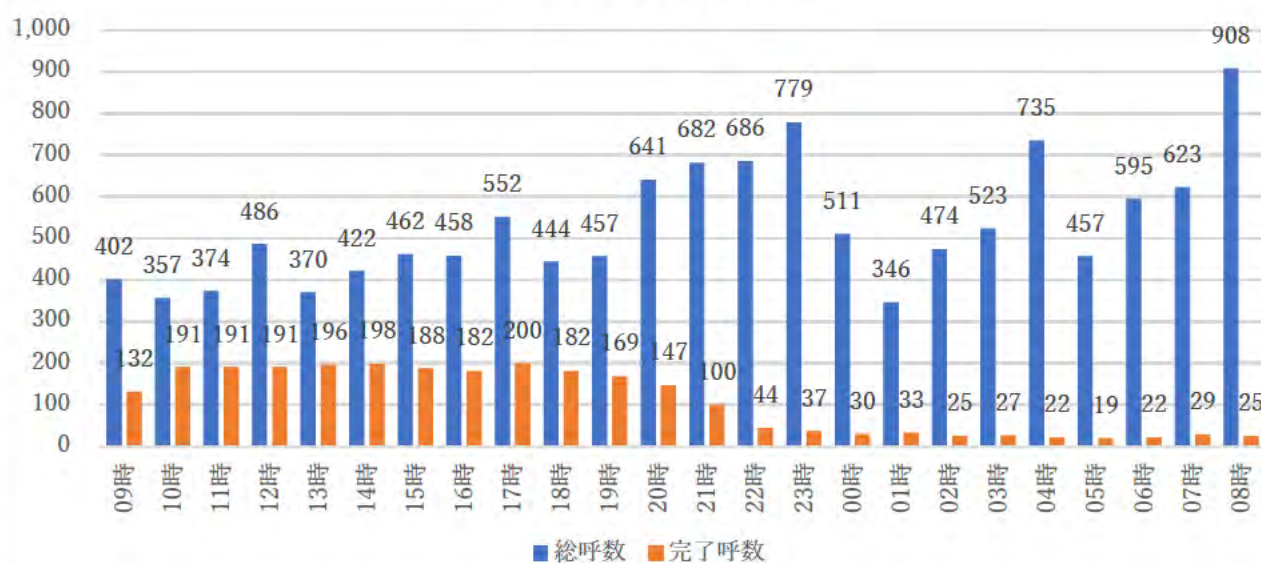
#4時間帯別応答状況



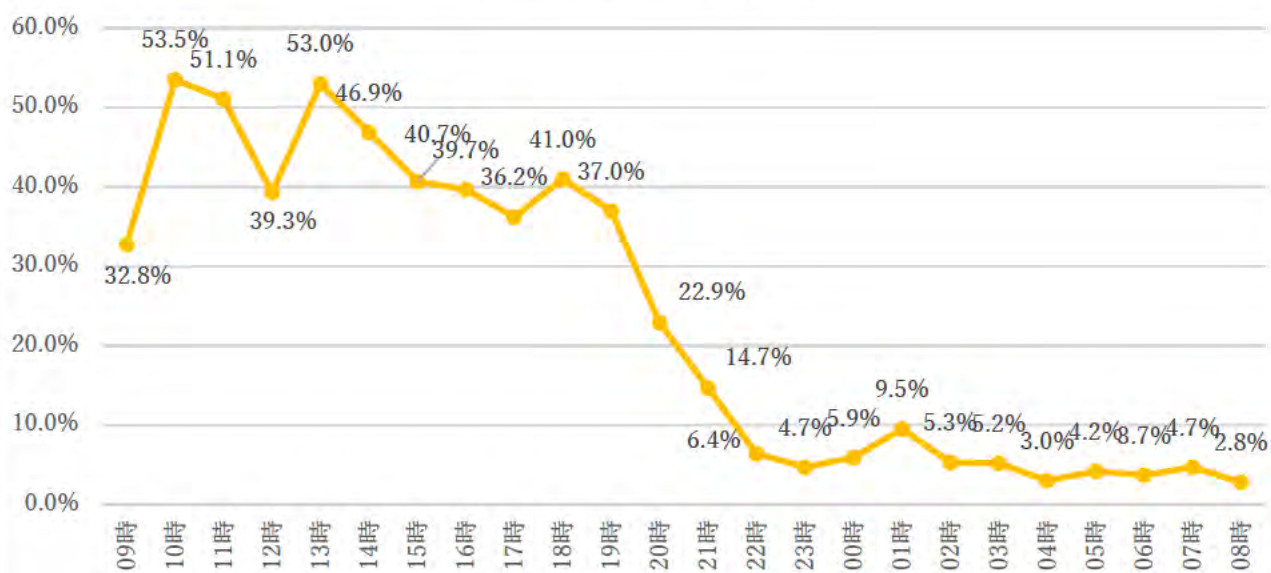
#4時間帯別接続完了率



#8時間帯別応答状況



#8時間帯別接続完了率



2. 相談支援の概要

(1) 相談員数等

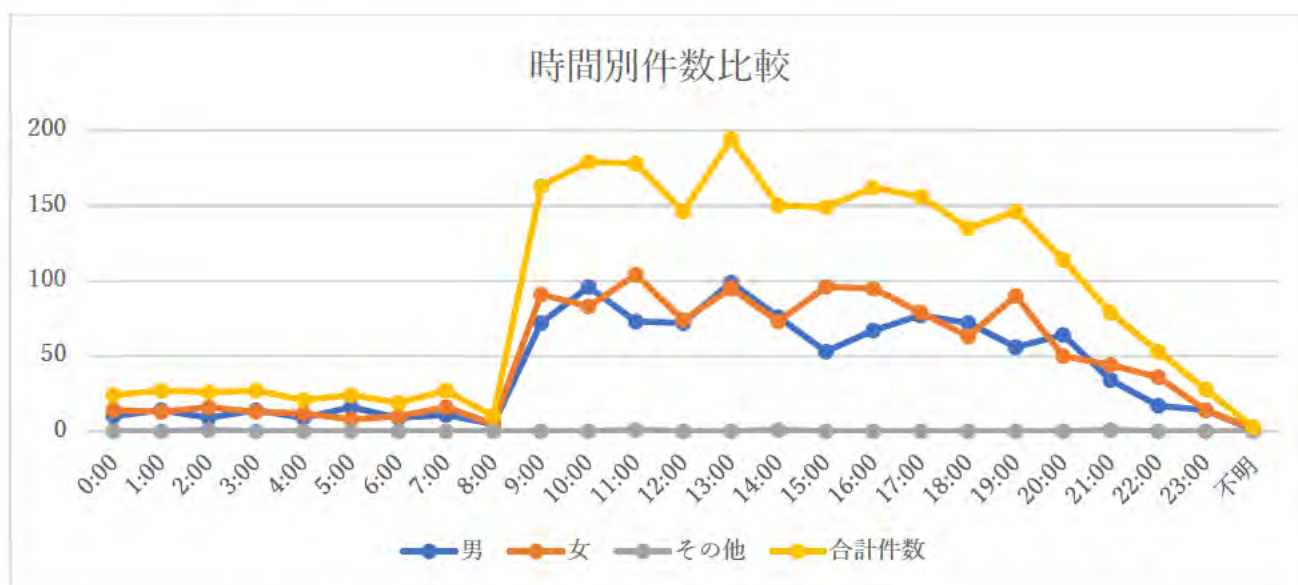
参加相談員数：延べ 645 人

参加コーディネーター数：延べ 301 人

参加つなぎ支援コーディネーター数：延べ 29 人

(2) 相談記録

- ・起票件数：2304 件であった。そのうち、つなぎ支援件数は 47 件である
- ・相談数の内訳



	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	不明
男	10	14	9	14	9	16	9	11	5	72	96	73	72	99	76	53	67	77	72	56	64	34	17	14	1
女	14	13	16	13	12	8	10	16	5	91	83	104	74	95	73	96	95	79	63	90	50	44	36	14	2
その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
合計件数	24	27	26	27	21	24	19	27	10	163	179	178	146	194	150	149	162	156	135	146	114	79	53	28	3

(3) つなぎ支援の状況（複数回等あり）

①電話相談の継続	22 件
②支援団体（民間団体）への引継ぎ	6 件
③関係機関調整	2 件
④訪問面談・同行支援	3 件
⑤情報提供	10 件
⑥食料支援	2 件
起票無し	2 件

＊相談者の状況

- ・区役所に孤独だから定期的に訪問し欲しいと話したが、現在障害者手帳がなく制度が使えない
- ・障がいがあり仕事が出来ず、母のお金が減り母子で心中する日が近づいている
- ・高齢で1人暮らしの不安が大きい
- ・高齢ひとり暮らし、生活困窮状態の上、体調崩している
- ・病気になり、仕事が続かなくなった
- ・仕事を辞めさせられ収入が無くなり、障害年金のみ生活になるが、不安でどうしたらよいか
- ・母の介護があり、この先の生活への不安がある
- ・金銭管理が出来ない。手続きや制度の利用がスムーズに出来ない
- ・一人の生活に不安があり、生きているのも嫌になる
- ・親とも縁が切れていて、しんどい。死にたい
- ・過去の自分の素行の悪さが原因で、村八部状態になっている
- ・現状、生活には困っている、仕事を探すにも今は難しい
- ・長男から家を出され、80才で車上生活
- ・母からは、日常的に暴言を受けている

(4) クレーム対応

クレーム対応はありませんでした。

3. 相談者のプロフィール（詳細は 18P 以降）

【年代】

中高年（推定含む）で、全体の約 80%を占めた（昨年度と同様）。

【性別】

男性の相談と女性の相談の相談の割合は 4 : 5、どちらでもない相談者は 1 %未満であった（昨年度の男女の割合は 5 : 4）。

【居住地（都道府県別）】

概ね都道府県別人口に比例した相談件数があった（昨年度と違うのは、全ての都道府県から相談があった点である）。

【居住形態】

約半数（51%）がひとり暮らしであった（昨年度は 55%）。

【生活保護受給の有無】

生活保護を受給している方は 20%であった（昨年度は 24%）。

【障がいの有無と手帳の有無】

障がいのある方は 58%であり、障がい者手帳ありの方は 47%であった。（昨年度はそれぞれ、58%、48%）。

【仕事の有無】

仕事のない方の相談は 56%であった（昨年度は 59%）。

【相談をどこで知ったか】

マスコミからが 45%、SNS からが 14%であった（昨年度はそれぞれ 54%、10%であった）。

4. 相談表集計の概要

(1) 全体概要

【相談の種類】

一番辛いのは、自分の気持ちや悩みを話せる場所がない、心の病気や不調、家庭や家族・同居人との関係となっている。そうした気持ちを背景に、自分の気持ちや悩みを話せる場所がないという状況が見てとれる。

【相談相手・機関の有無】

相談先が十分ある・あるが 41%とない方を超えている。「繋がりながら、繋がっていない状況」が推測される。

【外部とのつながり】

NPO 等の支援機関とのつながりは全体の 4%と大変少なかった。

【私的なつながり】

つながりがあると分かった人は 90%程度であり、その中の 61%に家族とのつながりがある。

【相談対応の内容】

傾聴、一緒に考える・話の整理を手伝う、という「相談者の気持ちの整理」に関わる対応で 7 割を占める。まず、状況を把握することが必要な状況であることが見てとれる。

【つなぎ判断】

つなぎ支援の必要性を感じた相談は 83 件（全体の 15%）

【折り返しが必要な背景】

折り返しが必要な相談は生活困窮の事案が大多数であったといえる。

（２）孤独・孤立の背景

相談者が相談に至る背景について、社会的な要因と個人的な要因に分けて相談員がチェックできた内容を以下に集計した。※割合は、チェックされた数をnとしているため変動する

① 悩みの背景（社会的要因）

【セクシュアリティ・ジェンダー】

*性別

13%が生まれながらの性別で生活することに負担や不安をいっている。

*恋愛や結婚

恋愛や結婚については約4人に1人以上が不安や負担である。

【経済的な悩み】

生活をするための収入がかなり不安だという相談者は5人に1人近くいる。

【私的ケアネットワークについての悩み】

頼りになる人がいる人は5人に1人、全くいない人が4人に1人。いるけれど頼れないという人が33%である。

【差別や偏見についての悩み】 複数回答

障害や病気についての差別や偏見についての悩みが一番多い。

【自己受容に関する悩み】

自分自身を否定しながら生きる、という相談者が約7割となる。

【メンタルヘルスの悩み】

*精神疾患

精神疾患で診断がある方が8割となっている。

*アディクション

複数（または単数）のアディクションを抱えて悩んでおられる方は20%であった

*ストレス

常に強いストレスがある方が26%、時々と合わせると94%もの相談者がストレスを抱えている

【社会的責任や役割の悩み】

*ケアラー負担

日常的にケアを担っている方が3%。体験がある方は27%である

*社会的負担

約3割が社会的役割が重い（重かった）と感じている

② 悩みの背景(個人的要因)

【感覚・感情の困難について】

*興味関心の偏り

79%の相談者が自身の興味関心に偏りがあり（そのせいで生きづらい）と考えている

*繊細さ

71%の方が、繊細さ・過敏であることに悩んでいる

*自分軸・他人軸

他人の意向に合わせて行動してしまうと考える相談者が86%であった

*感情の極端さ

感情が麻痺したり、強過ぎたりすると感じている相談者が68%である

【行動面の困難について】

*集団適応 集団行動が困難である相談者は約半数である

*人付き合い 人付き合いで困難がない人は24%である

*TPO 配慮 TPO 配慮に悩む相談者は半数以上である

【成育経験の困難について】

生育経験に困難があったと考える相談者は7割近い。

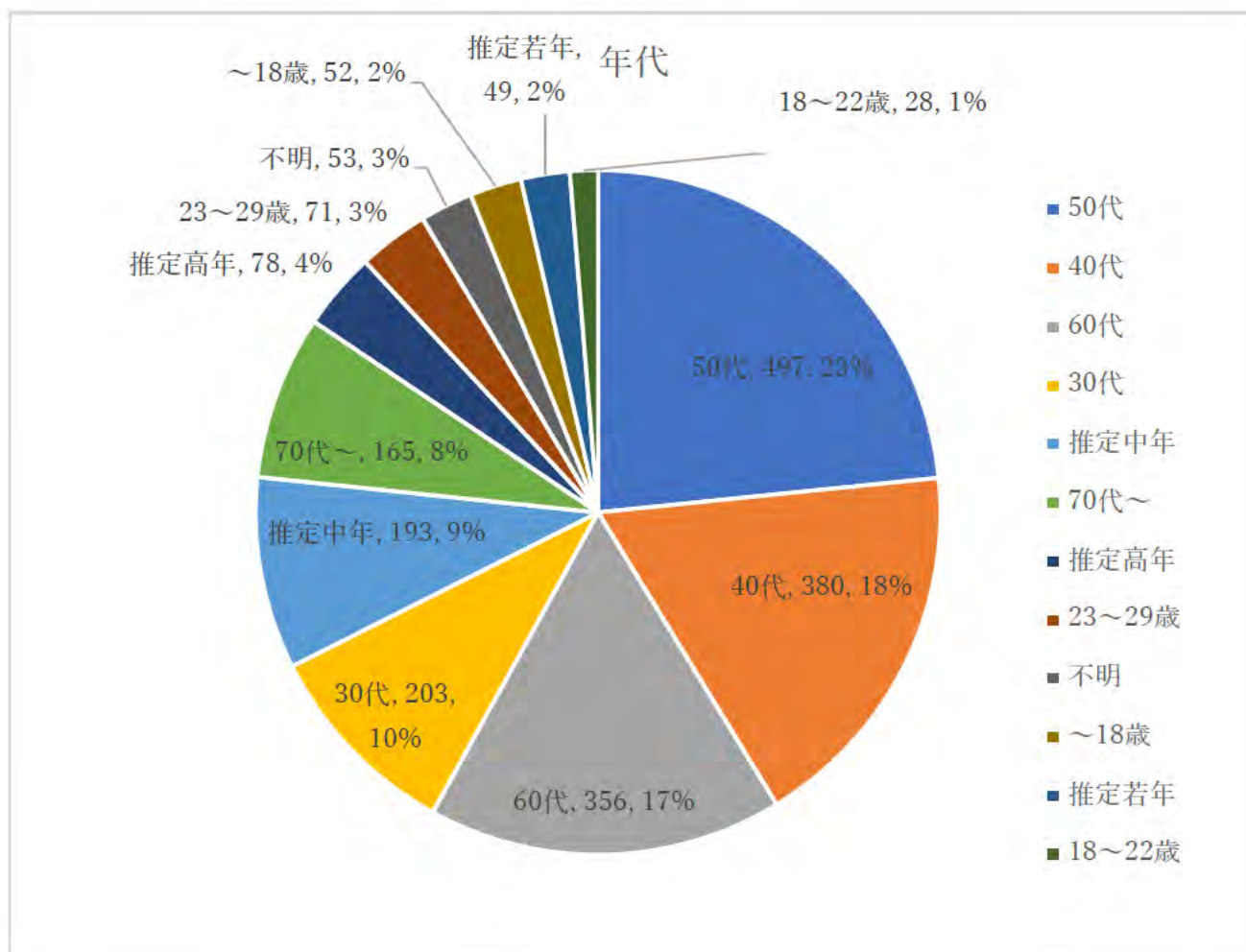
■相談表集計■

1. 相談者のプロフィール

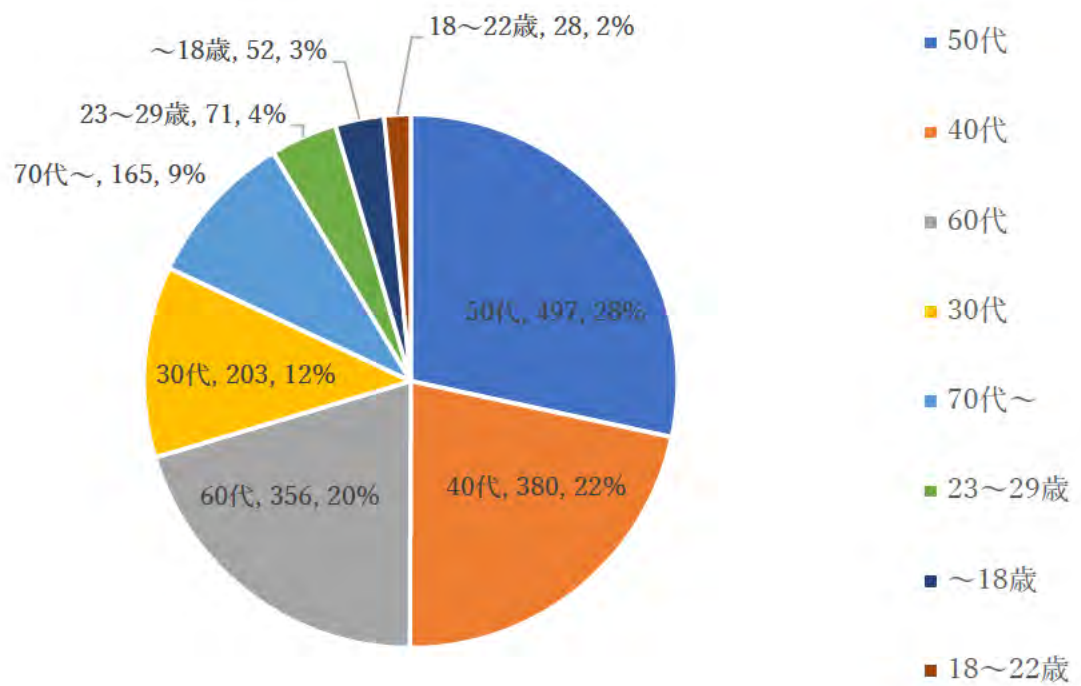
【年代】（n=2125）

40代・50代・推定中年の相談が50%、次いで60代・70代・推定高年の相談が29%と中高年で全体の約80%を占めている。若年者への周知・広報活動の工夫が必要である。

※推定と不明を除いても同様

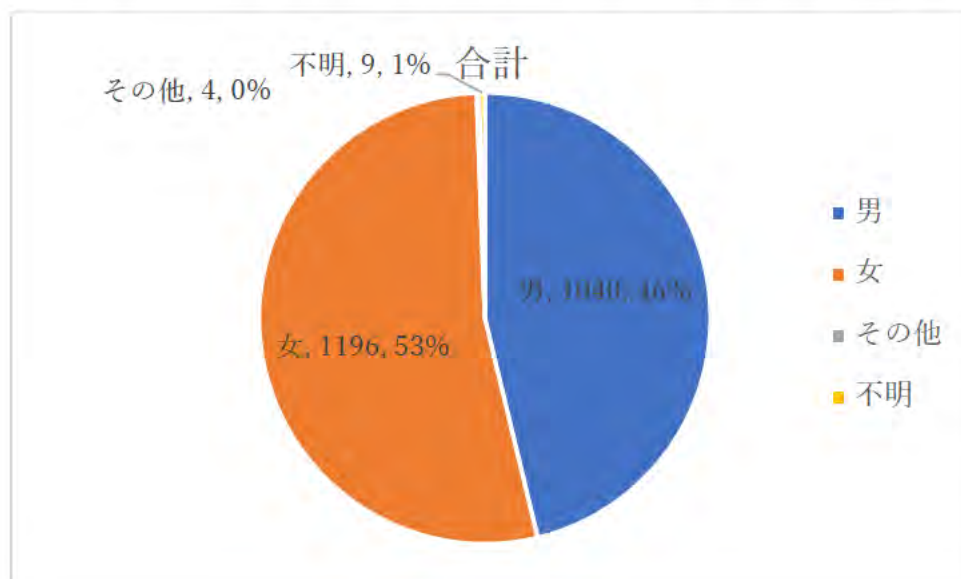


年代（推定不明抜き）



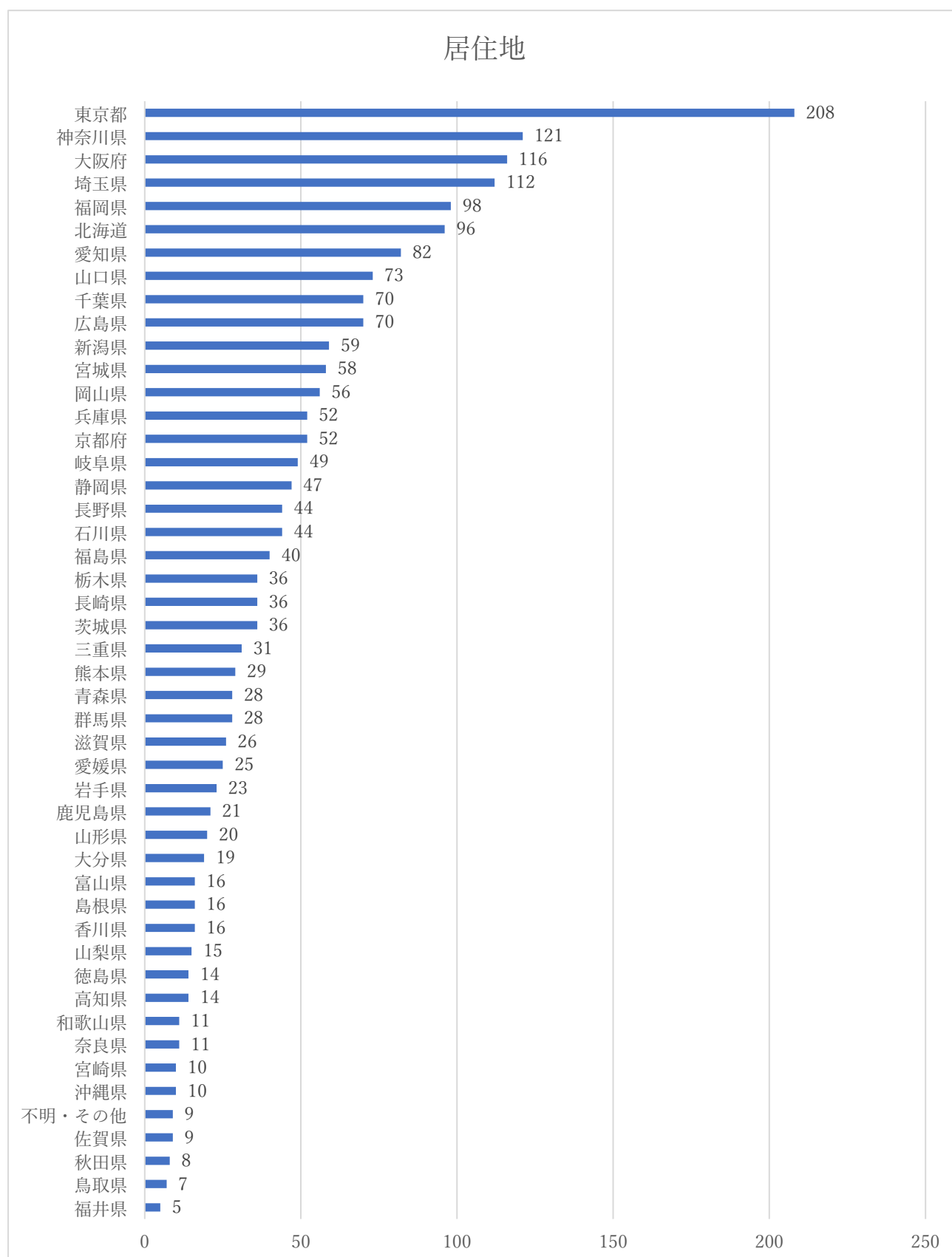
【性別】（n = 2249）

女性の相談と男性の相談の割合は5：4である。どちらでもない相談者は1%未満であった



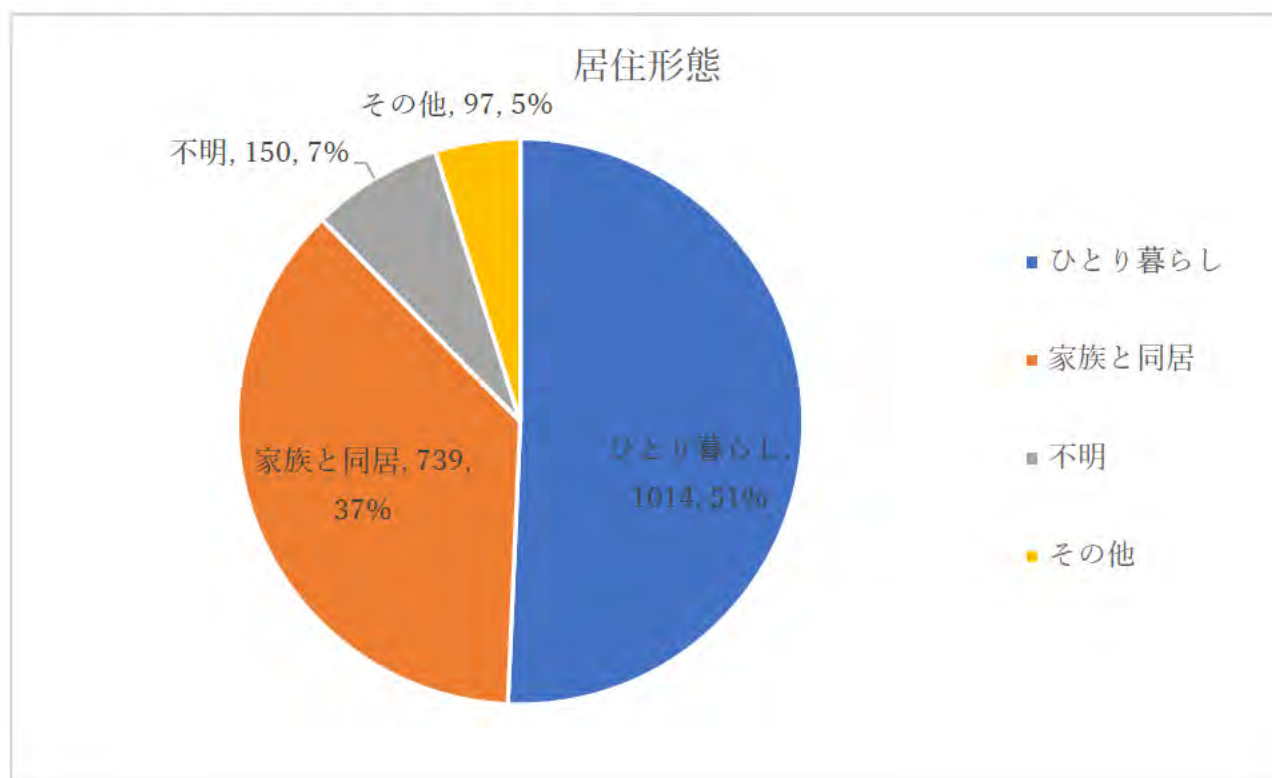
【居住地（都道府県別）】（n＝2076）

昨年度と同様に、大都市からの相談が多いという状況は変わらないが、今年度は47都道府県全てから相談があった。昨年度は、富山県及び佐賀在住者からの相談はなかった。



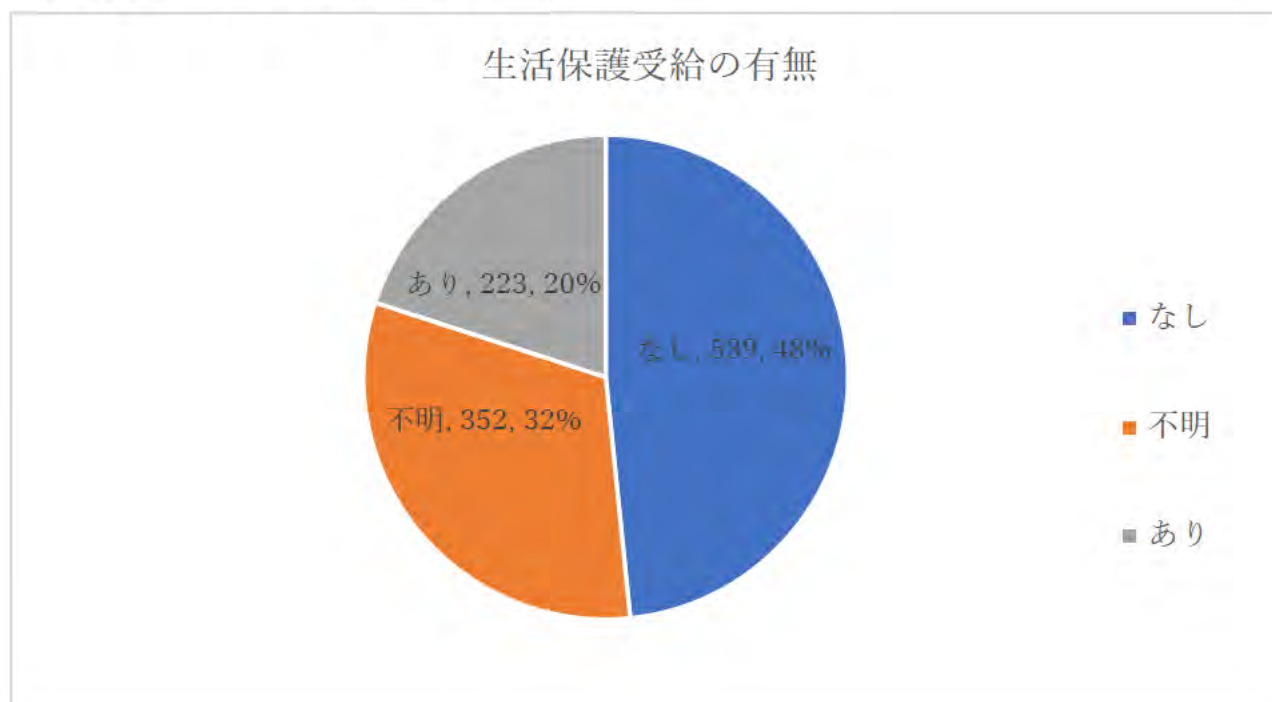
【居住形態】（n＝2000）

約半数（51%）がひとり暮らしの方の相談であった。



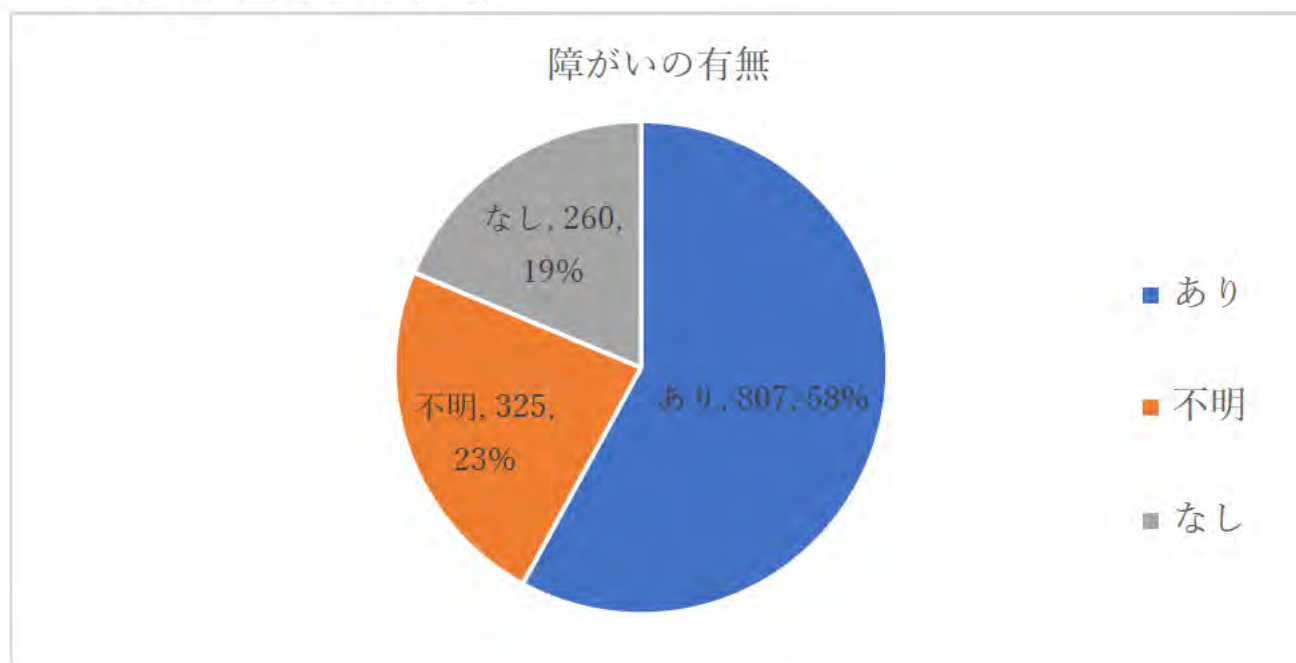
【生活保護受給の有無】（n＝1114）

生活保護受給している方からの相談は20%であった。



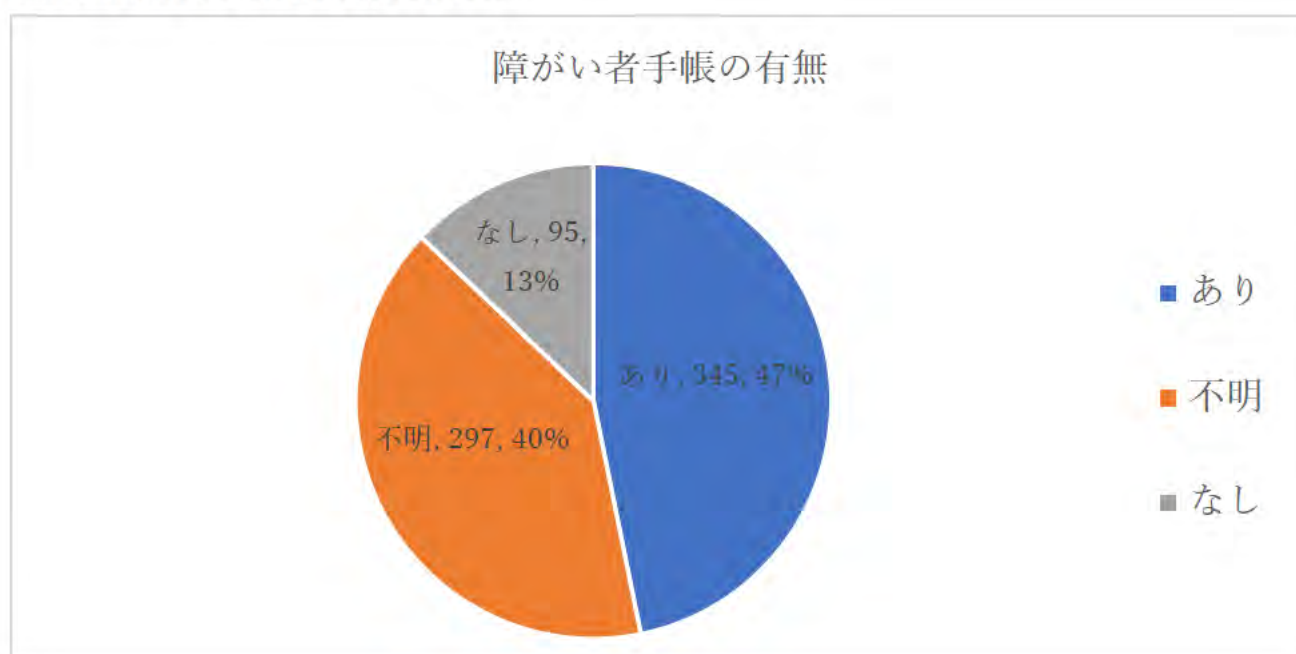
【障がいの有無】（n = 1392）

障がいのある方の相談は 58%であった。



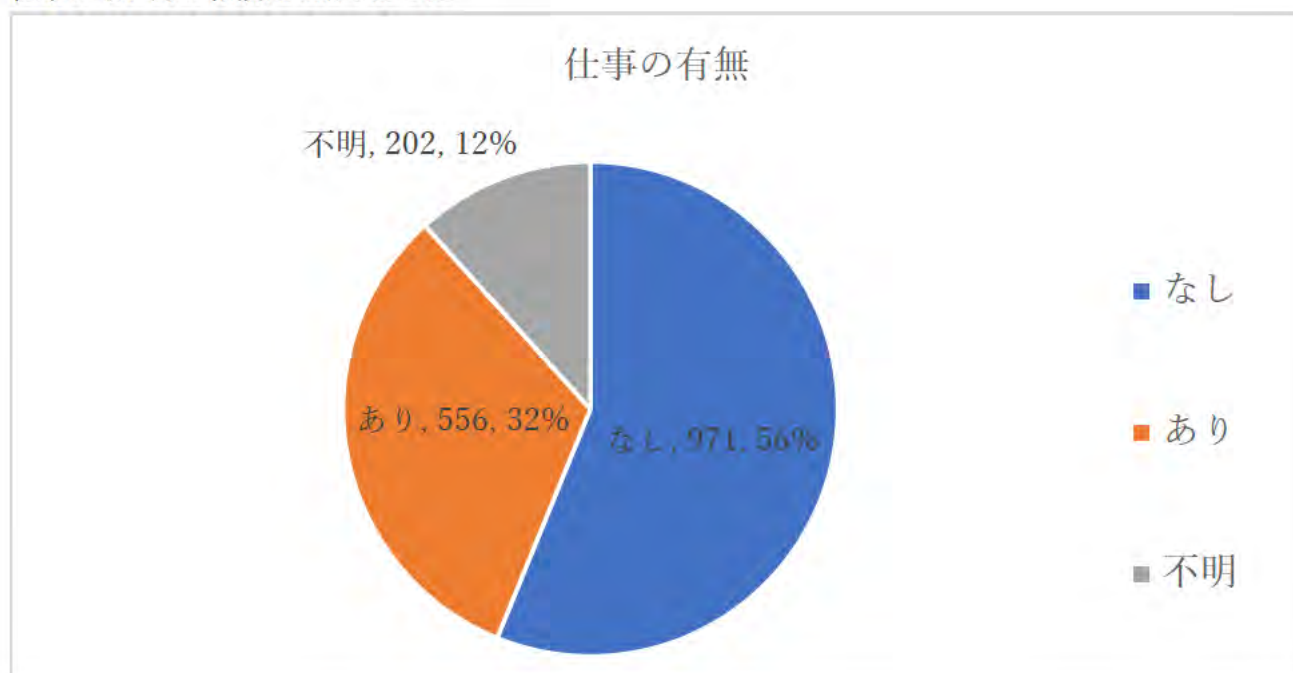
【障がい者手帳の有無】（n = 737）

障がい者手帳ありの相談は 47%であった。



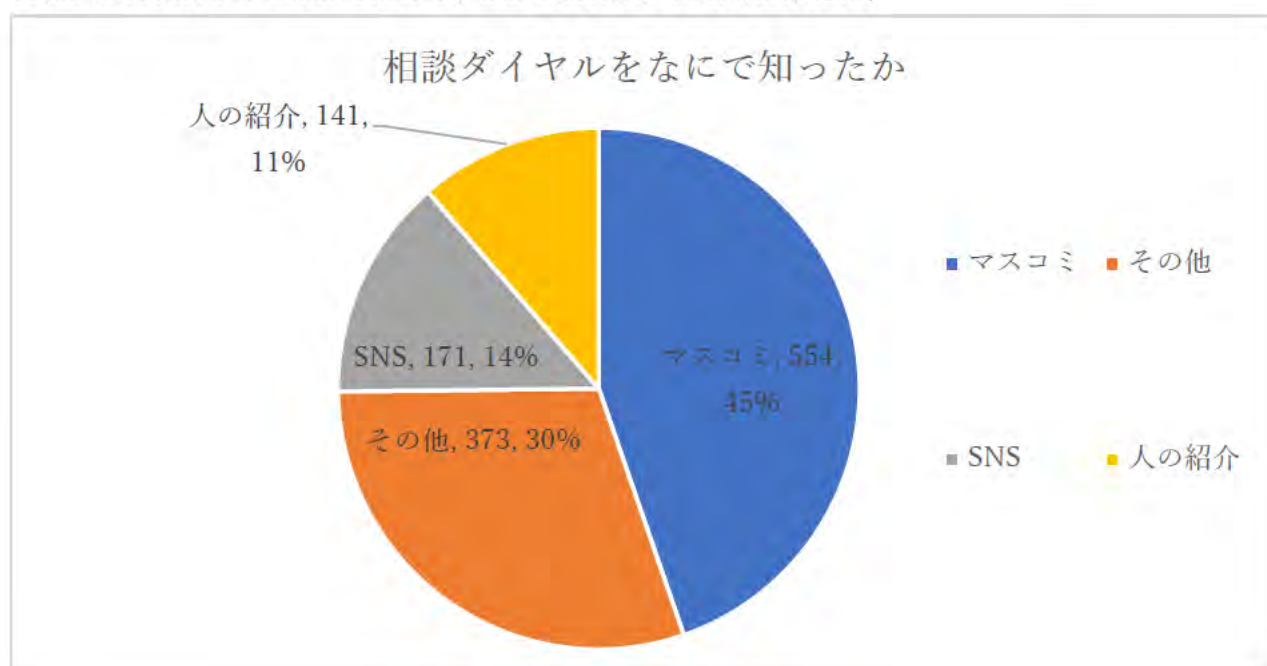
【仕事の有無】（n=1729）

仕事のない方の相談は56%であった



【相談ルート】（n=1239）

マスコミからが45%、SNSからが14%であった。昨年度は、マスコミが54%、その他が29%、SNSが10%、人の紹介が7%であったので、SNSと人の紹介の割合が増えた。

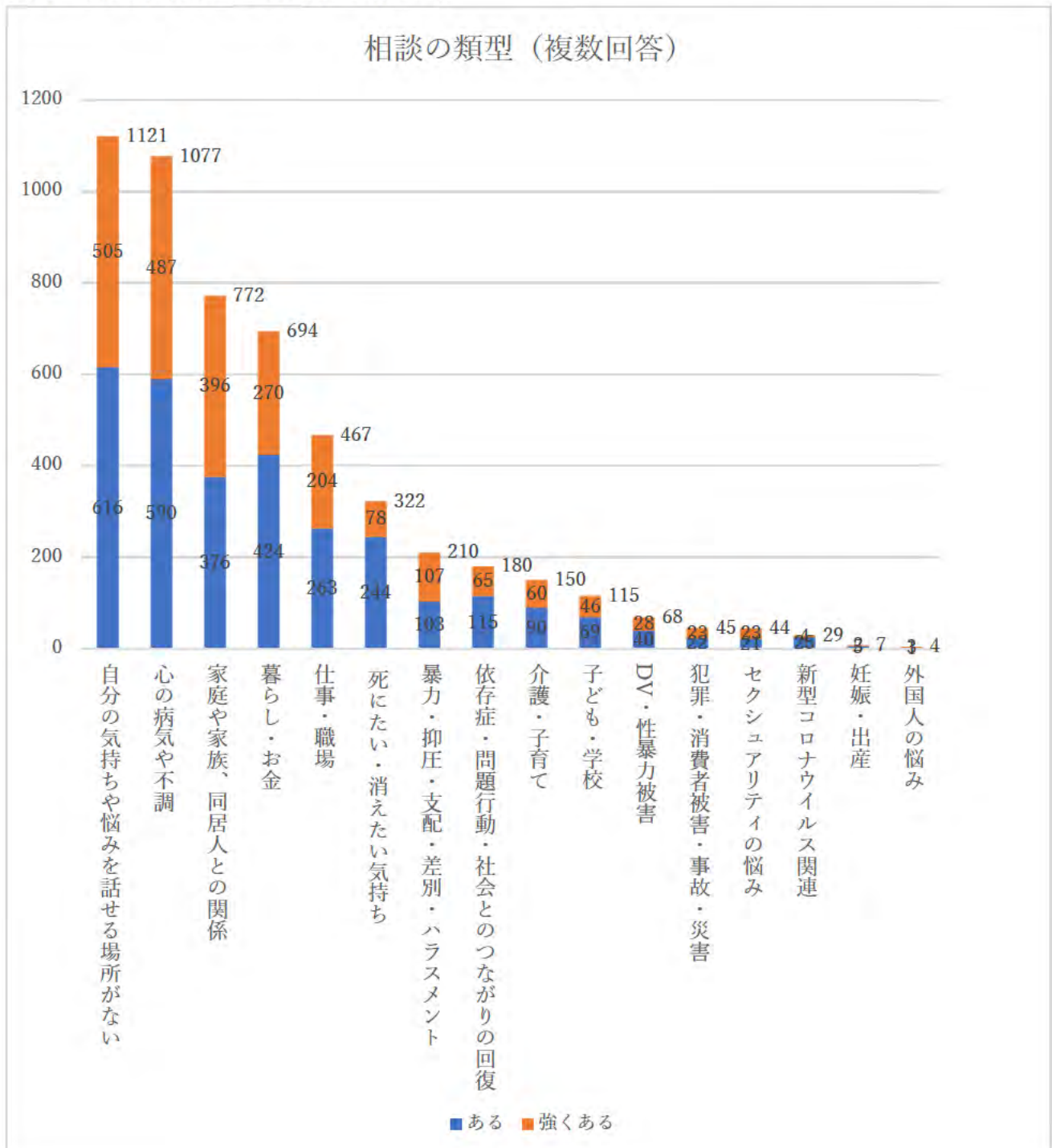


2. 相談表集計の概要

(1) 全体概要

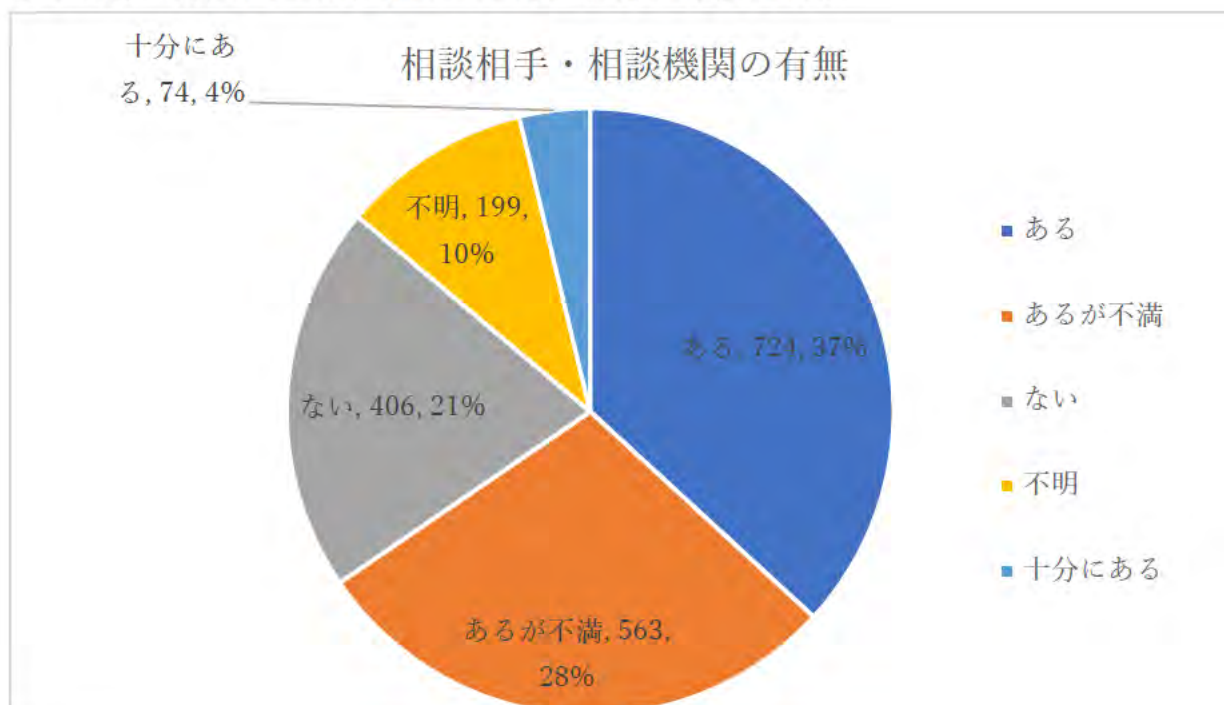
【相談の類型】

寄せられた相談として最も多かった上位3つは、自分の気持ちや悩みを話せる場所がない、心の病気や不調、家庭や家族・同居人との関係となっている。この上位3つは、昨年度も同じ項目が占めていた。新型コロナウイルスに関する問合せは、昨年度は下位から6位になっていたが、今年度は下位から3位に入っており、悩みとしては減少が著しい。



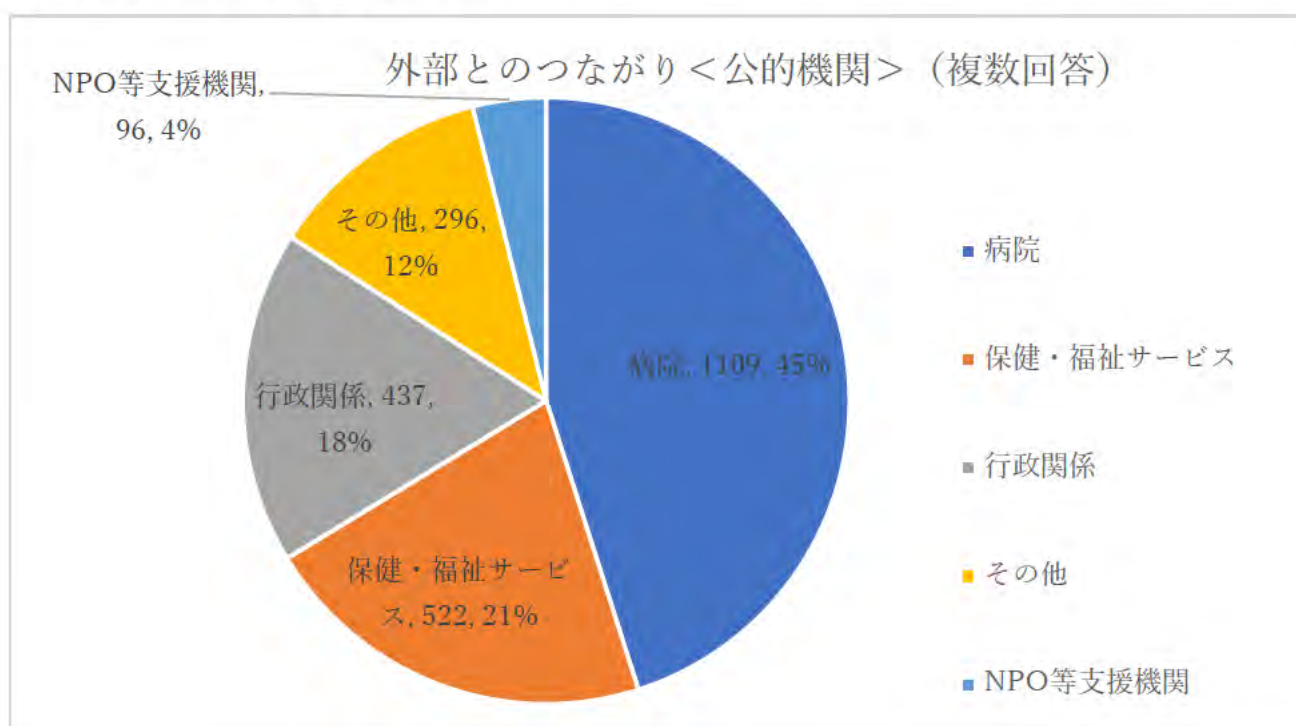
【相談相手・機関の有無】（n＝1966）

相談先があるが不満・相談先がない方が合わせて 49%であるが、十分ある・あるが 41%とない方を超えている。「繋がりながら、繋がっていない状況」が推測される。



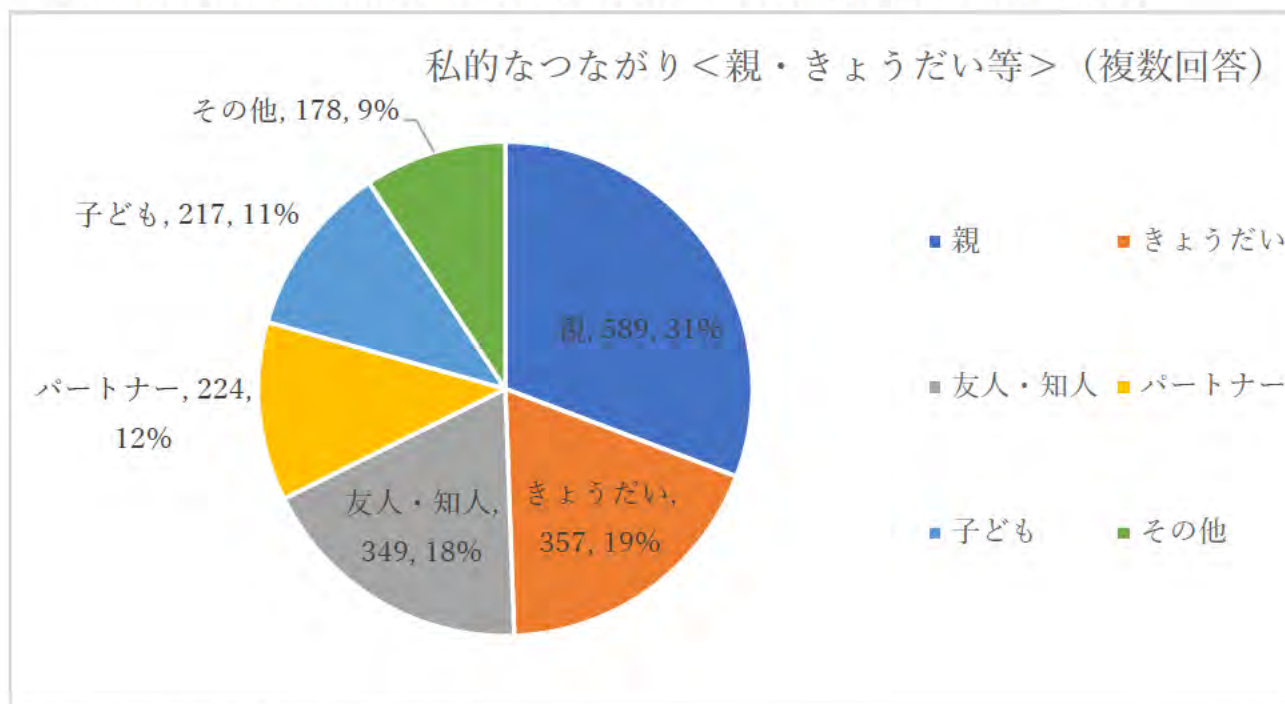
【外部とのつながり】（n＝2460）

84%もの方が公的機関に繋がりながら、孤独であるという実態である。また、NPO 等の支援機関とのつながりは全体の 4%と大変少なかった。



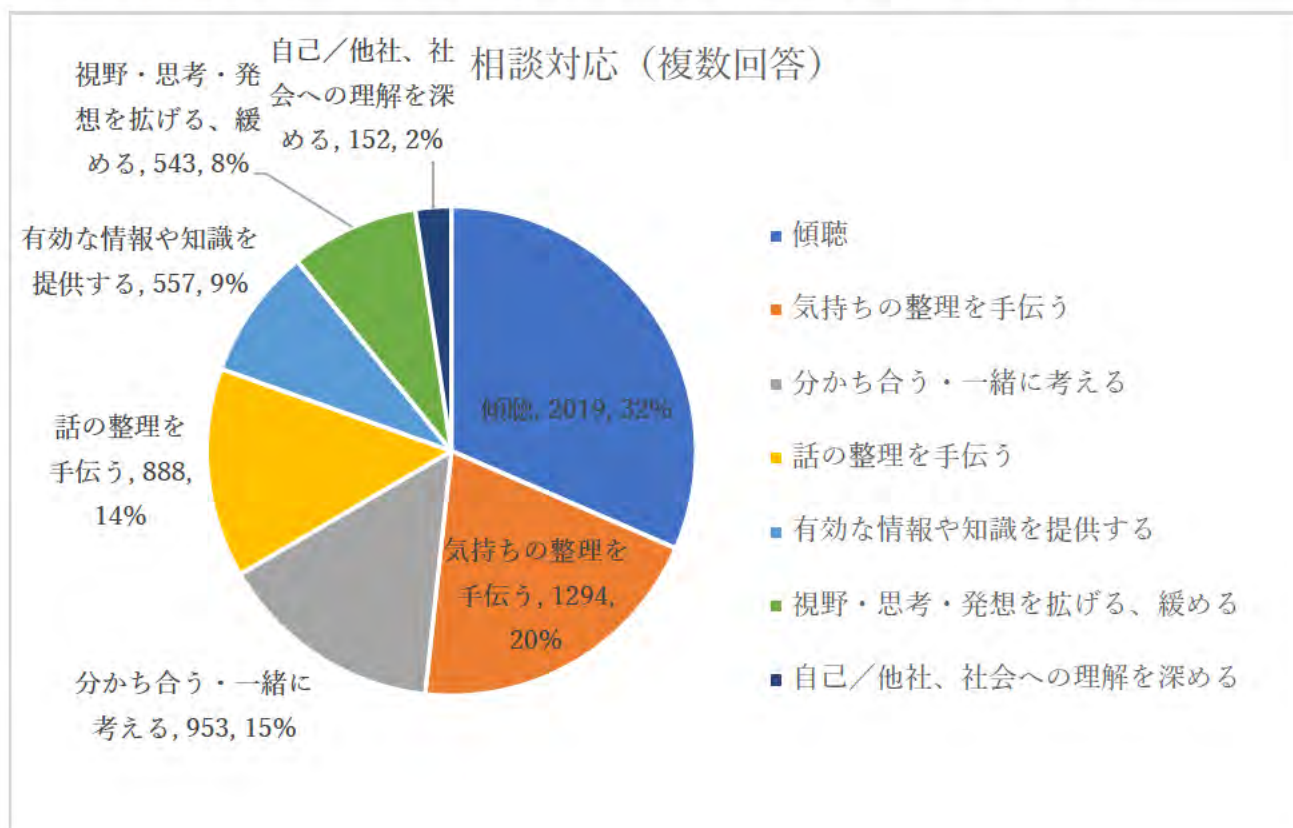
【私的なつながり】（n=1914）

つながりがあると分かった人は90%程度であり、その中の61%に家族とのつながりがある。

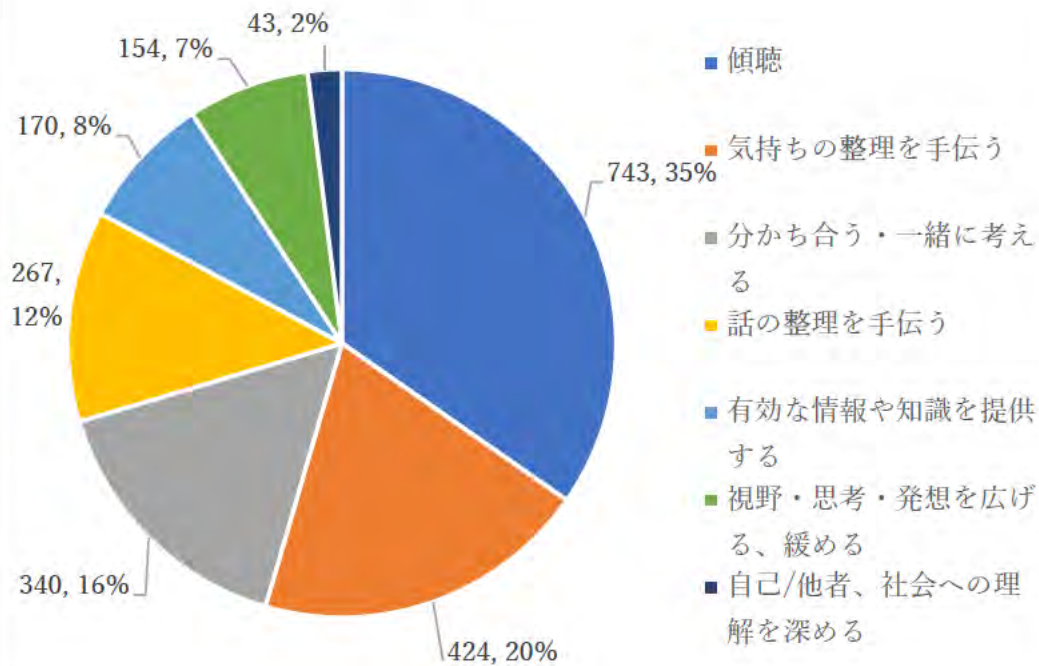


【相談対応の内容】（n=6406）

傾聴が32%と一番多いが、一緒に考える・話の整理を手伝う、という「相談者の気持ちの整理」に関わる対応で7割を占める。まず、状況を把握することが必要な状況であることが見てとれる。



相談対応（複数回答）

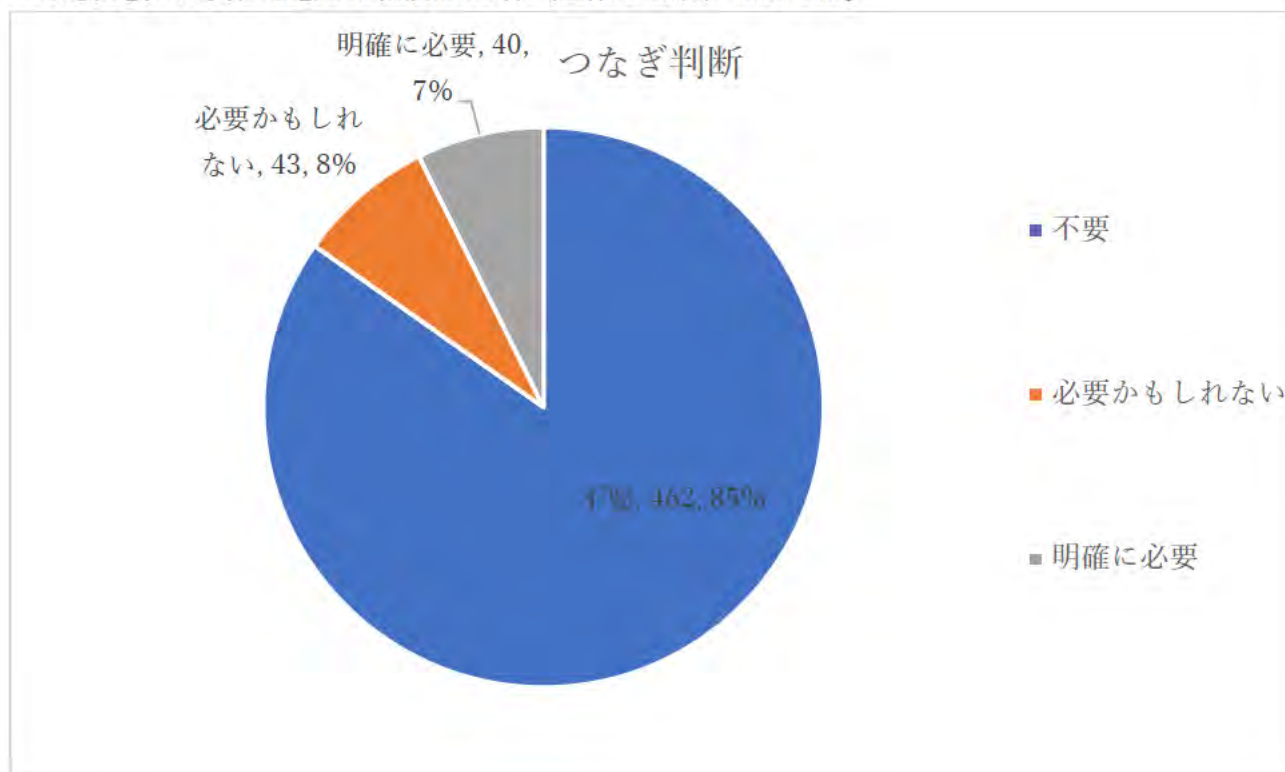


傾聴	2019
気持ちの整理を手伝う	1294
分かち合う・一緒に考える	953
話の整理を手伝う	888
有効な情報や知識を提供する	557
視野・思考・発想を広げる、緩める	543
自己/他者、社会への理解を深める	152

(2) つなぎ対応

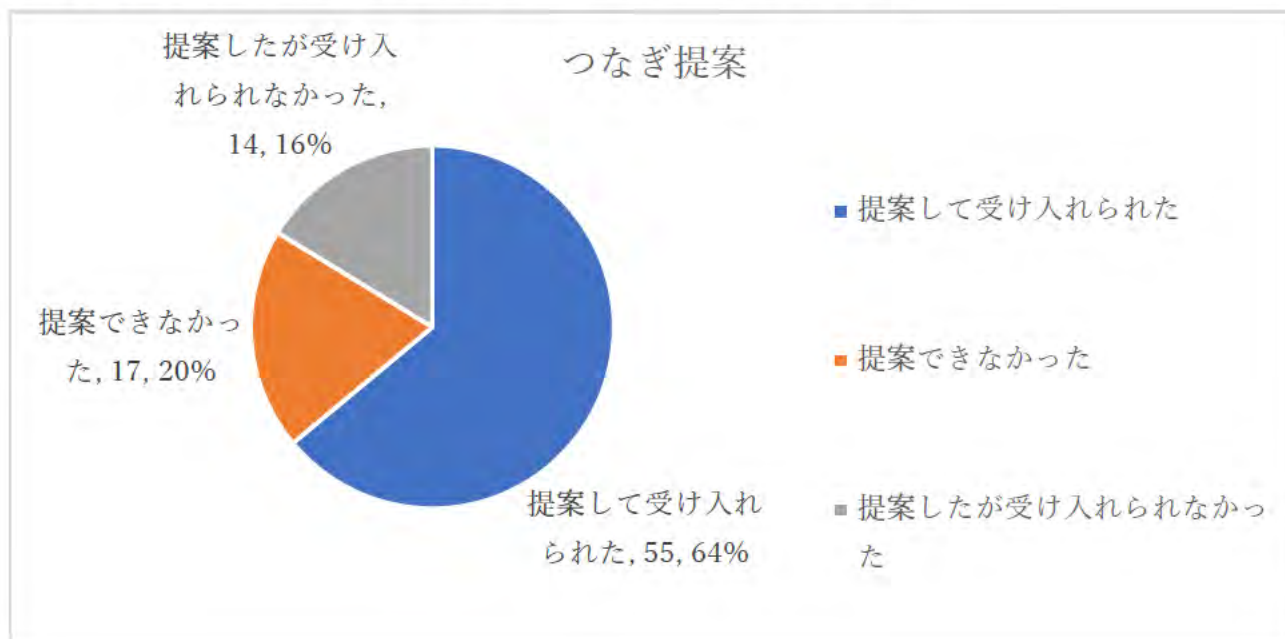
【つなぎ判断】 (n=545)

つなぎ支援の必要性を感じた相談は 83 件（全体の 15%）であった。



【つなぎ提案】 (n=86)

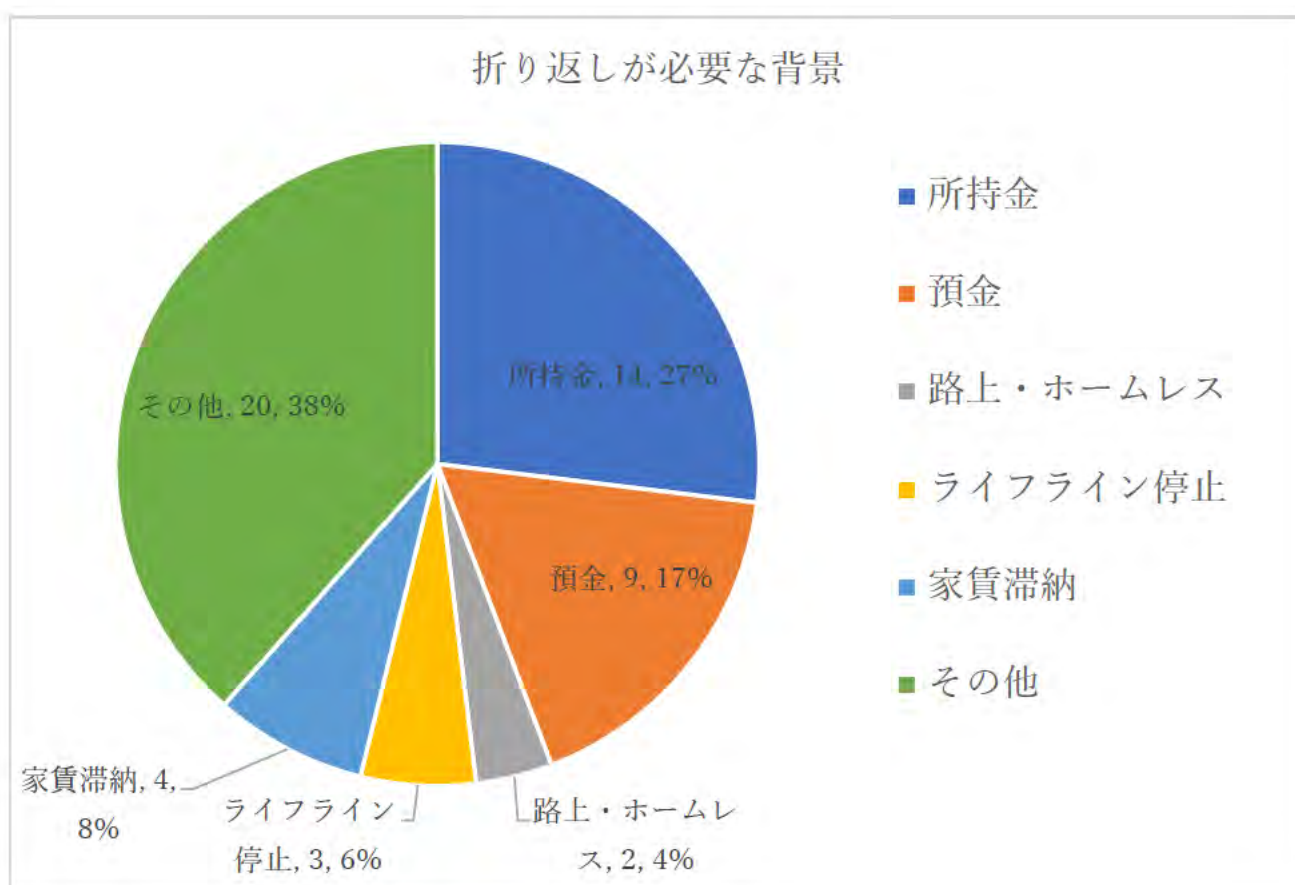
つなぎ支援を提案して受け入れられた相談が 55 件（全体の 64%）あった。



【折り返しが必要な背景】 n=52

折り返しが必要な相談のうち約4割はお金に関することであったが、生活困窮の事案が大多数であったといえる。

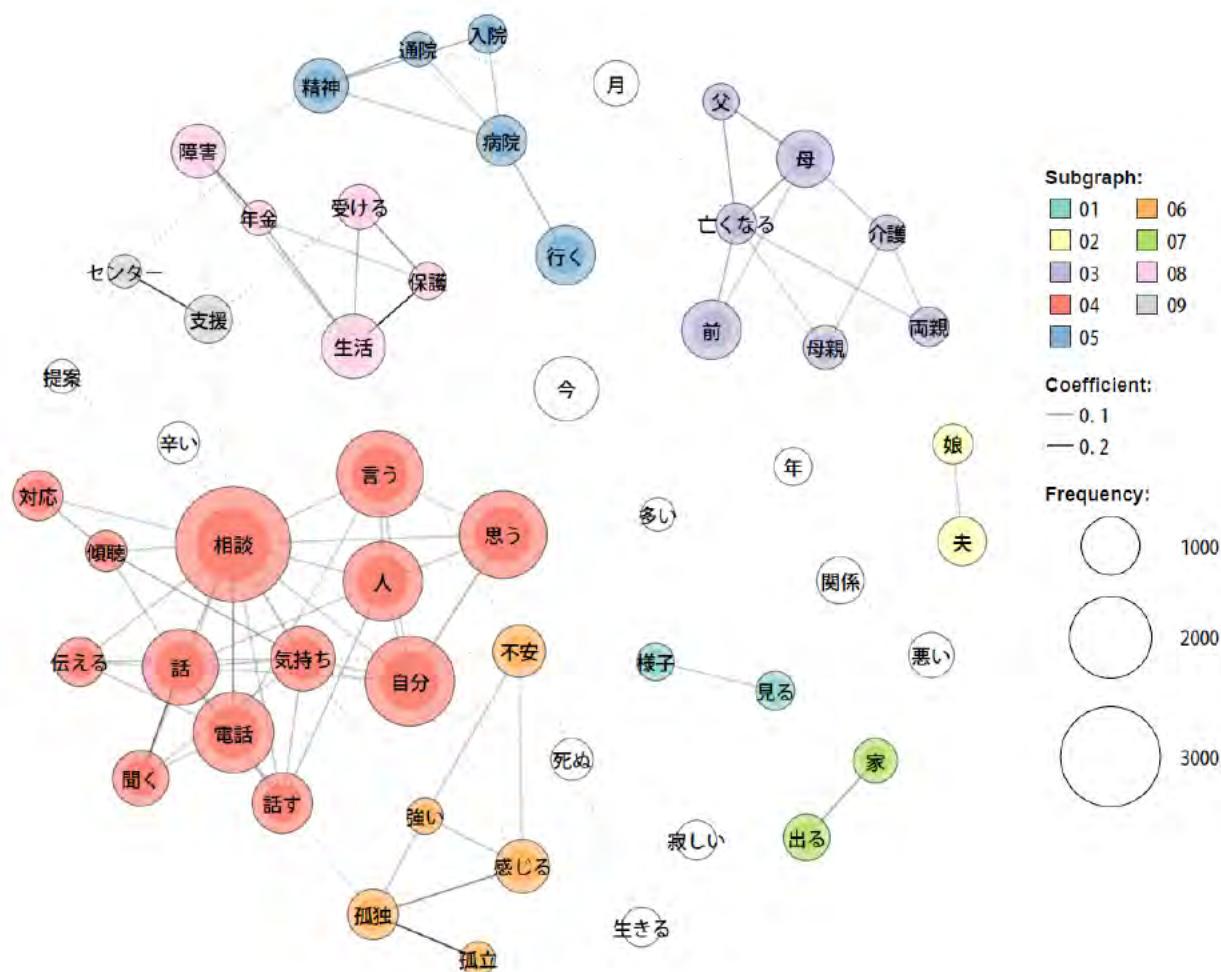
所持金	14
預金	9
路上・ホームレス	2
ライフライン停止	3
家賃滞納	4
その他	20

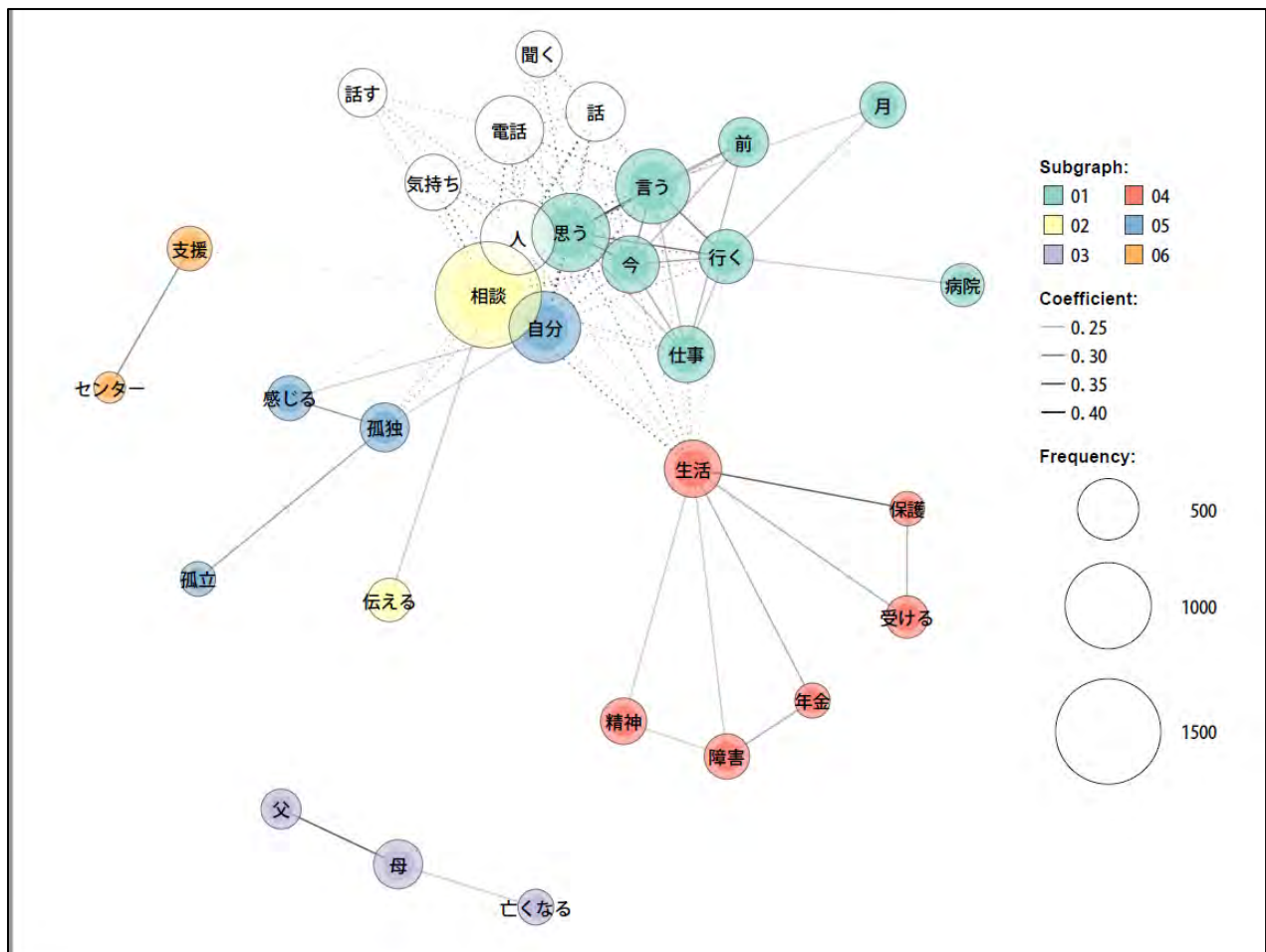


(3) 主訴のテキストマイニング

相談員が記入した相談表の主訴についてテキストマイニング分析を行った。家族の死、障害や疾病の悩みなどが多かったことが推察される。

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
相談	3983	人	1878	生活	1214	聞く	908	孤独	752
自分	2401	話	1704	話す	1078	精神	862	対応	732
思う	2279	仕事	1275	行く	1053	障害	856	病院	732
言う	2240	気持ち	1233	前	1047	感じる	848	伝える	697
電話	1934	今	1219	母	951	不安	806	夫	695
抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
支援	663	悪い	595	死ぬ	510	亡くなる	480	良い	449
考える	660	受ける	587	お金	506	娘	465	見る	431
関係	648	家	571	辛い	503	寂しい	451	来る	430
出る	627	母親	556	傾聴	484	生きる	451	入院	423
月	602	家族	521	連絡	484	両親	450	時間	419





(4) 孤独・孤立の背景

相談者が相談に至る背景について、社会的な要因と個人的な要因に分けて相談員がチェックできた内容を以下に集計した。

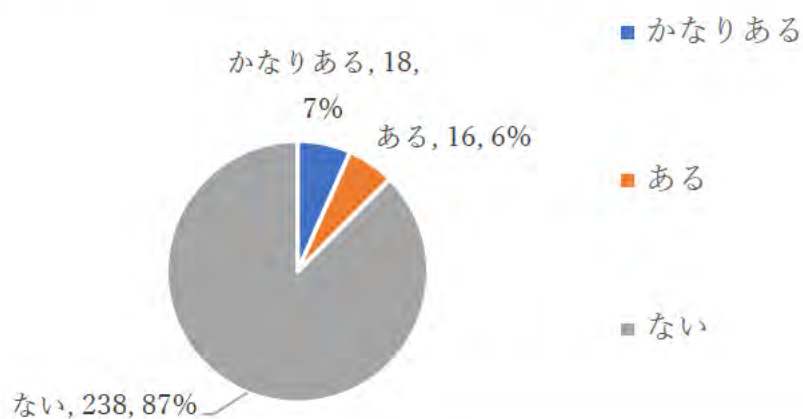
① 悩みの背景（社会的要因）

【セクシュアリティ・ジェンダー】

＊性別 n=272

チェックできた相談者の中の13%が生まれながらの性別で生活することに負担や不安をいっている。

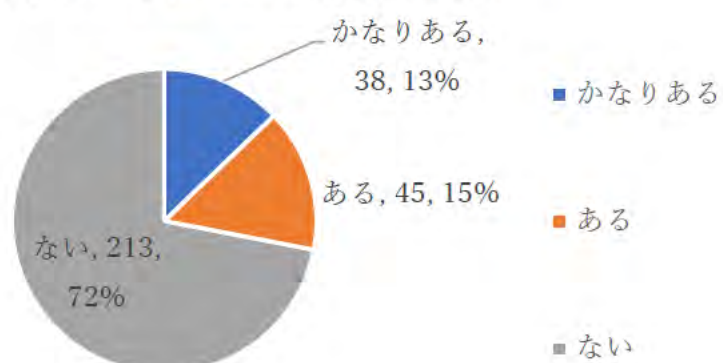
生まれながらの性別で生活することについての不安や負担



*恋愛や結婚 n = 296

恋愛や結婚については約4人に1人以上が不安や負担である。

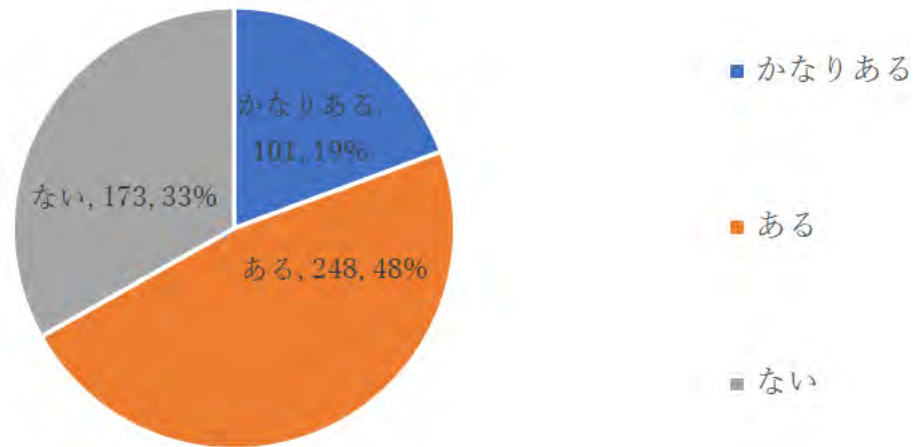
恋愛や結婚することについて不安や負担



【経済的な悩み】 n = 522

生活をするための収入について不安がないのは33%であり、かなり不安だという相談者は約20%で約5人に1人ということになる。

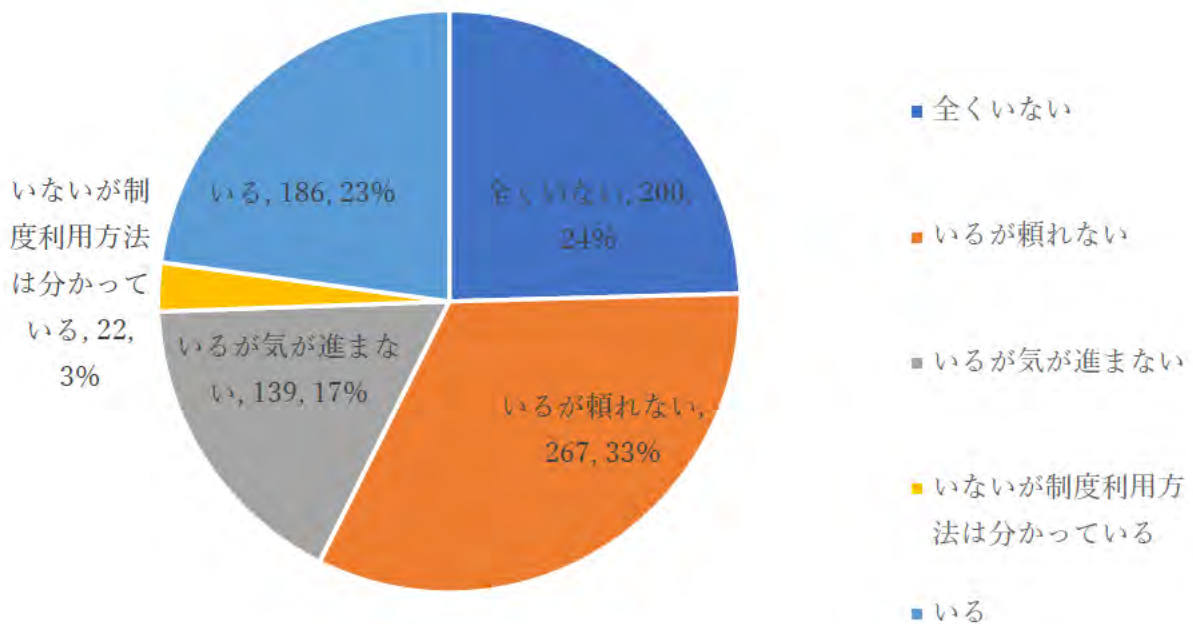
生活をするための収入を得ることについて不安や負担



【私的ケアネットワークについての悩み】 n=814

頼りになる人がいる人は約5人に1人、全くいない人が約4人に1人。いるけれど頼れないという人が33%と一番多い。理由はなんだろうか。

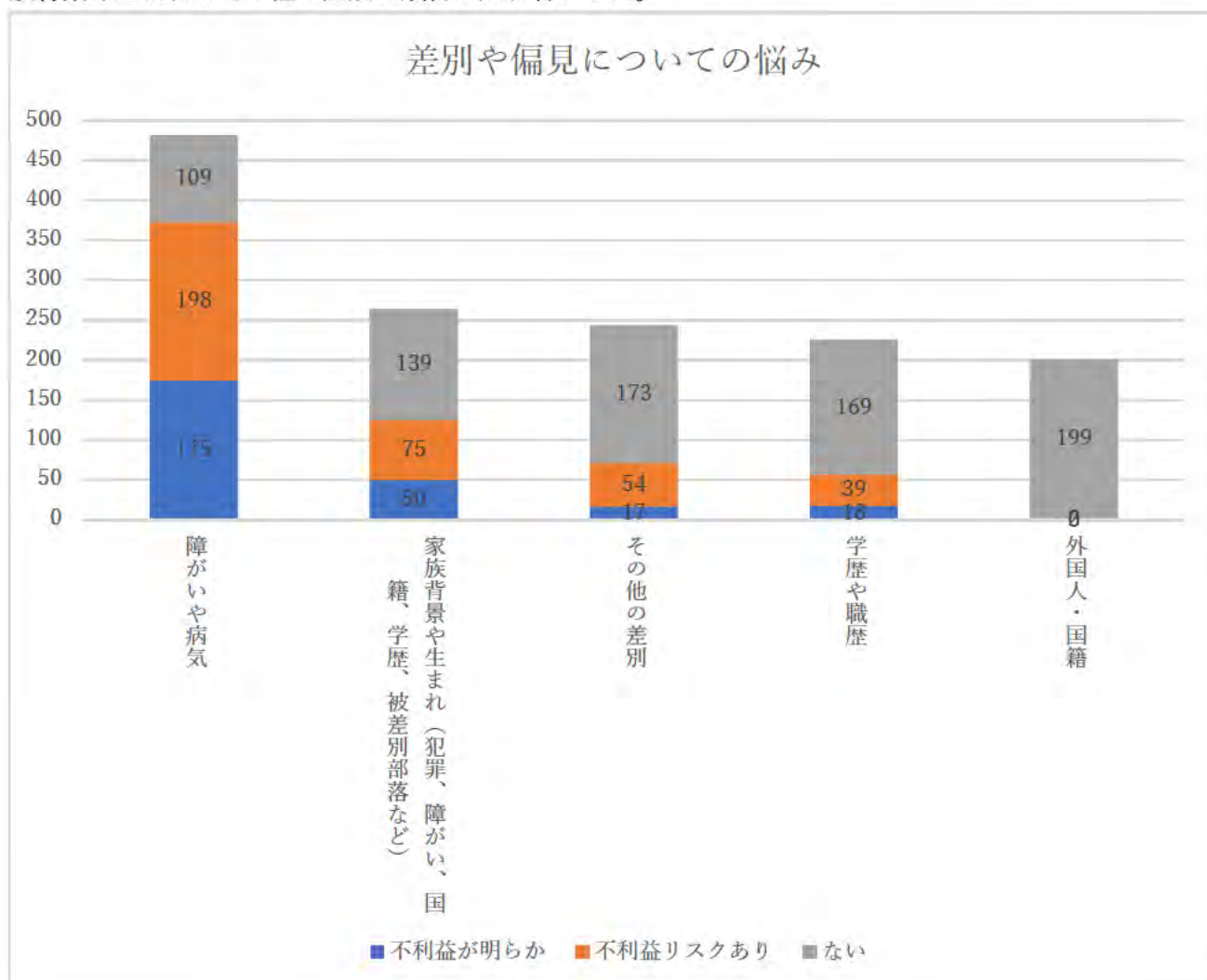
困った時やピンチの時に支えてくれる身近な人



全くいない	200
いるが頼れない	267
いるが気が進まない	139
いないが制度利用方法がわかっている	22
いる	186

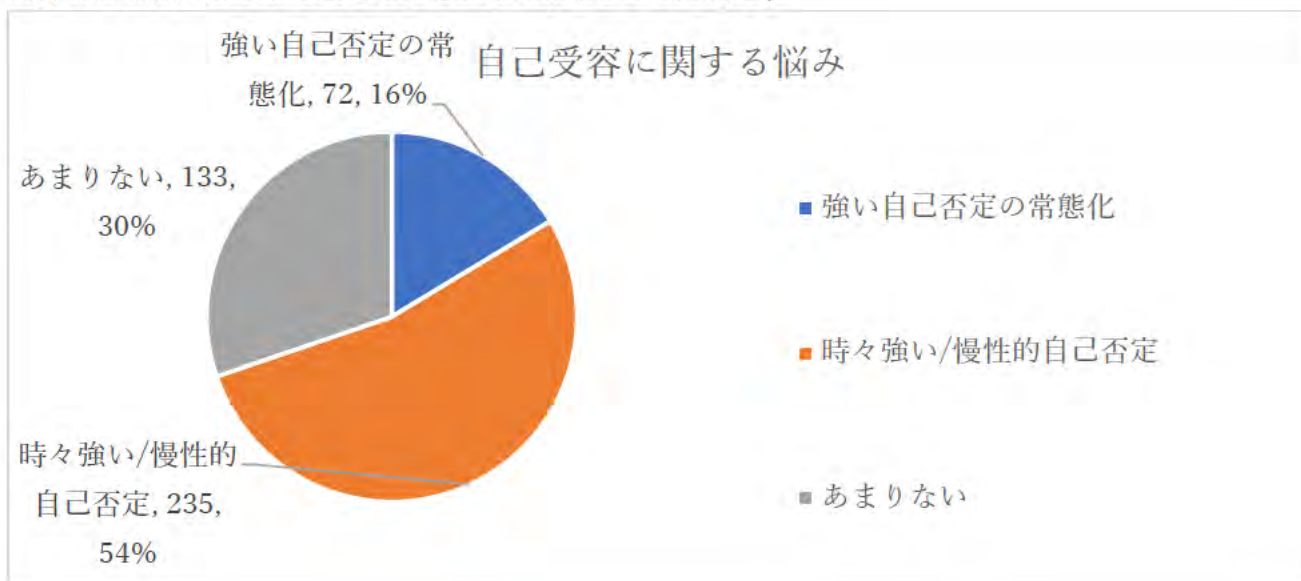
【差別や偏見についての悩み】複数回答

障害や病気についての差別や偏見についての悩みが一番多いことは昨年度と変わらないが、今年度は家族背景や生まれとその他の差別の順番が入れ替わった。



【自己受容に関する悩み】 n = 440

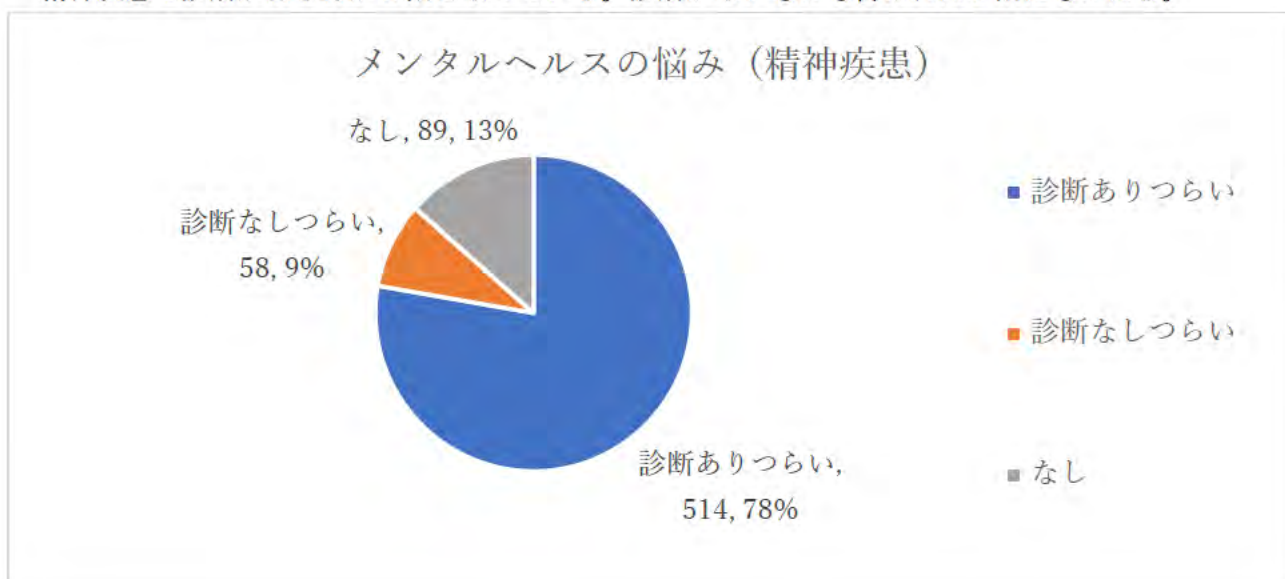
自分自身を否定しながら生きる、という相談者が7割となる。



【メンタルヘルスの悩み】

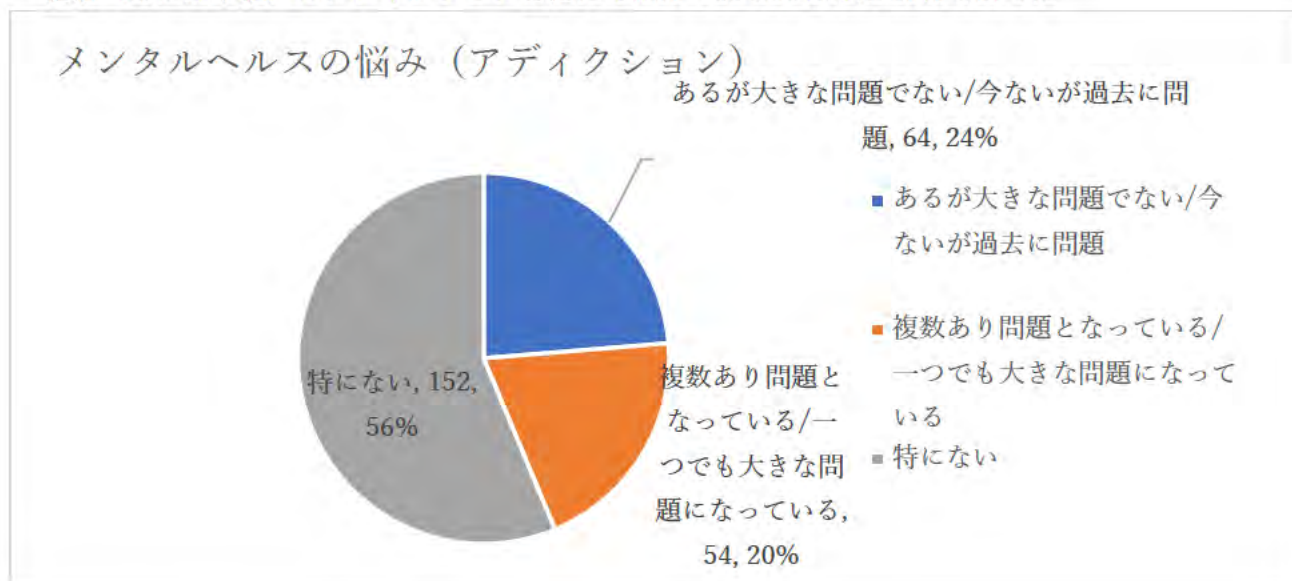
*精神疾患 n = 661

精神疾患で診断がある方が8割となっている。診断がないものも含めれば9割にものぼる。



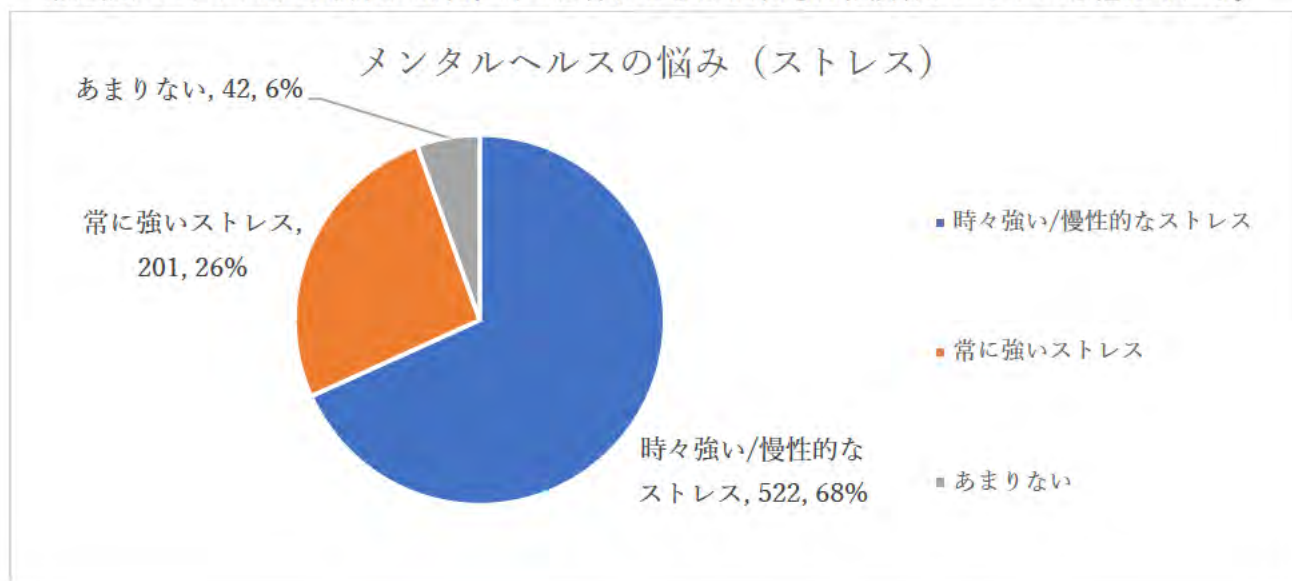
*アディクション n=270

複数（または単数）のアディクションを抱えて悩んでおられる方は20%であった



*ストレス n=765

常に強いストレスがある方が26%、時々と合わせると94%もの相談者がストレスを抱えている。

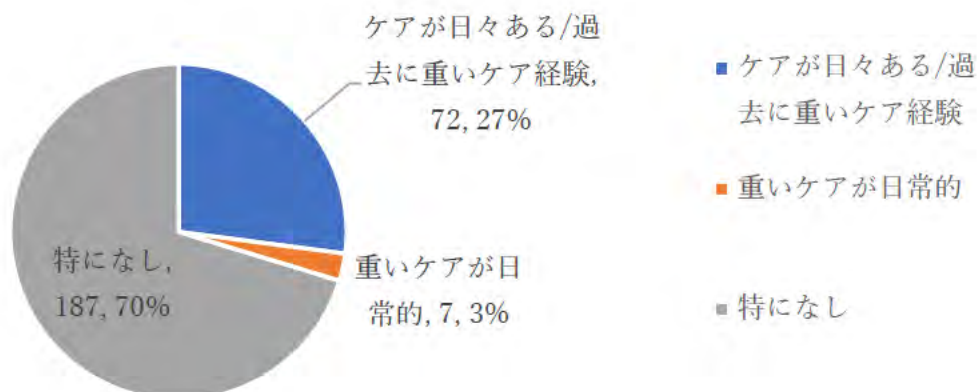


【社会的責任や役割の悩み】

*ケアラー負担 n=266

日常的にケアを担っている方が3%。体験がある方は27%である。

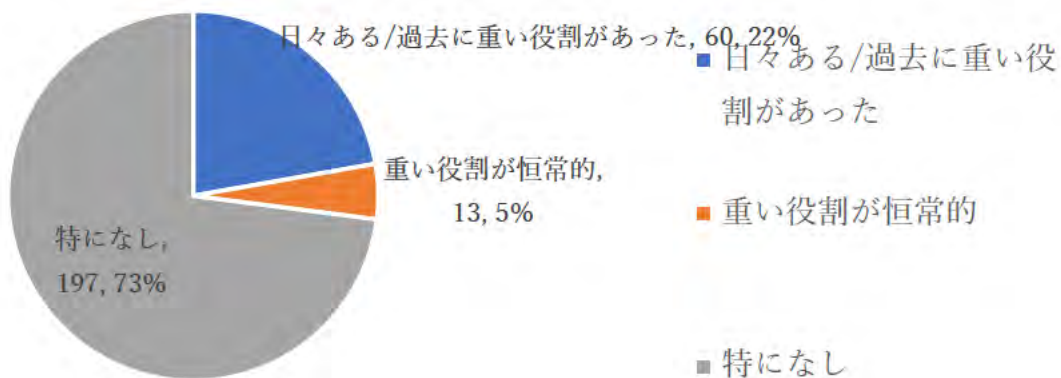
社会的責任や役割の悩み（ケアラー負担）

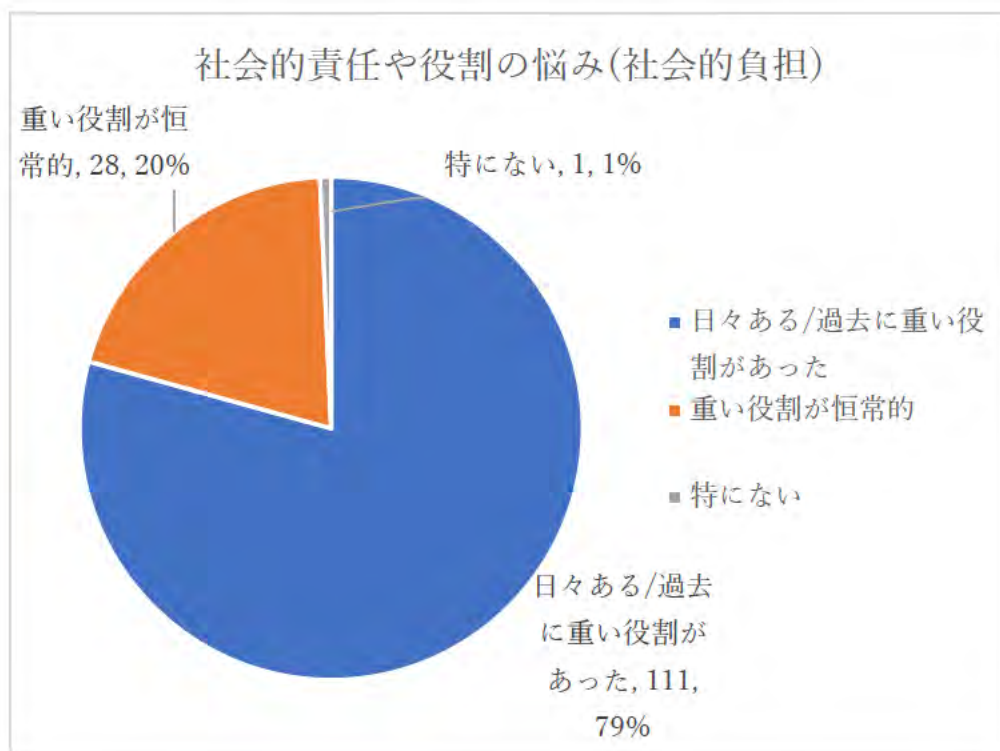


* 社会的負担 n = 270

約 3 割が社会的役割が重い（重かった）と感じている。

社会的責任や役割の悩み（社会的負担）



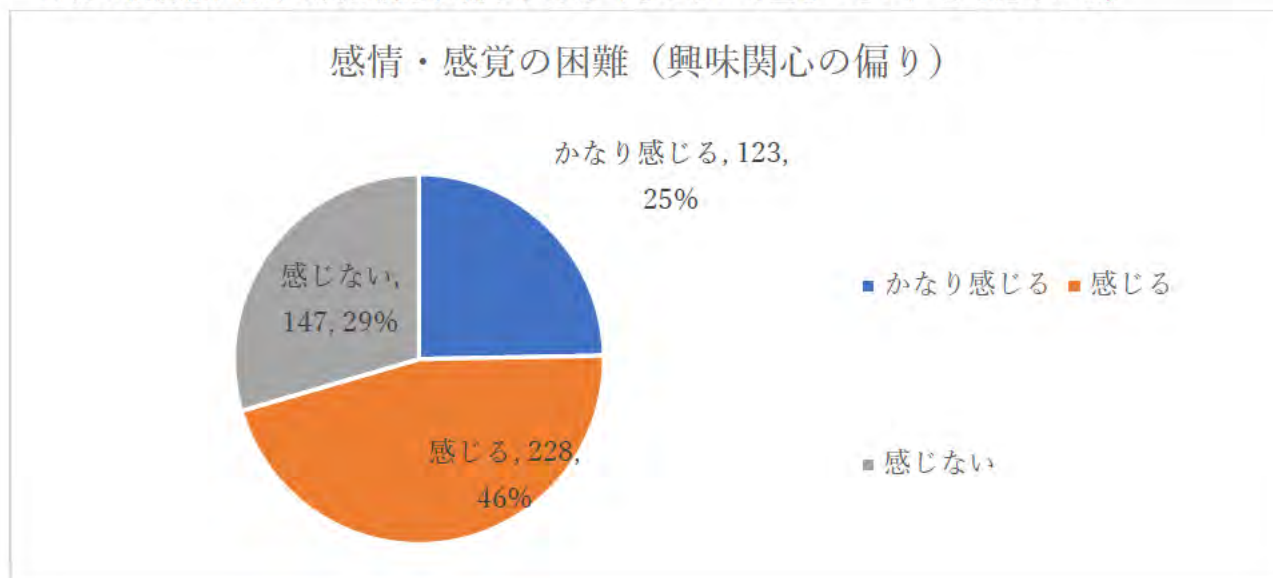


② 悩みの背景(個人的要因)

【感覚・感情の困難について】

*興味関心の偏り n = 498

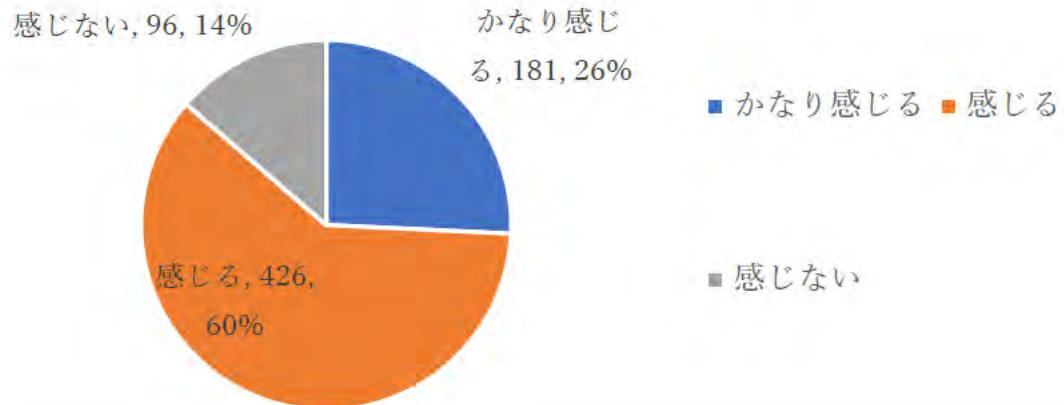
71%の相談者が自身の興味関心に偏りがある（そのせいで生きづらい）と考えている。



*繊細さ n = 703

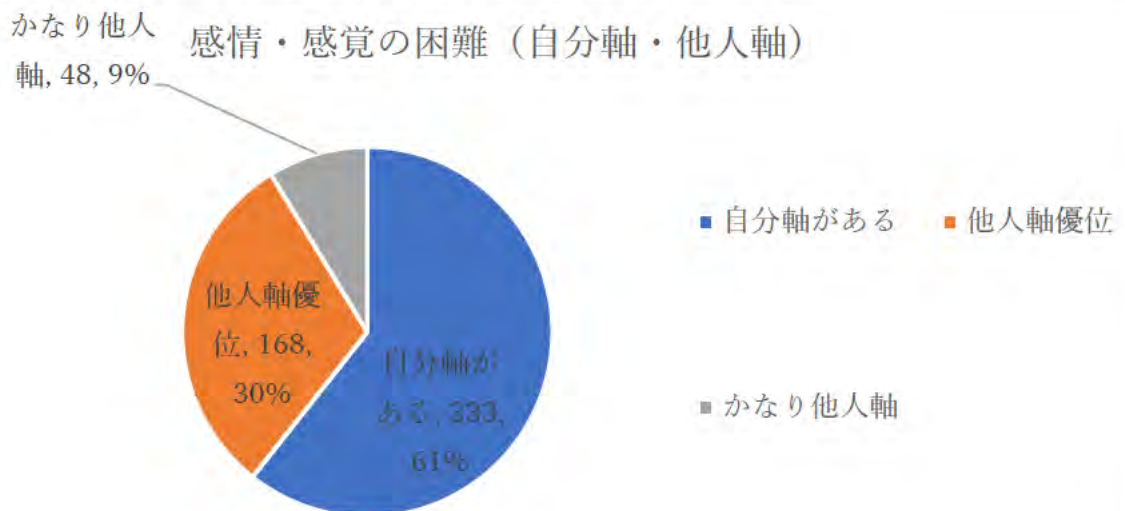
86%の方が、繊細さ・過敏であることに悩んでいる。

感情・感覚の困難（繊細さ・過敏さ）



* 自分軸・他人軸 n = 549

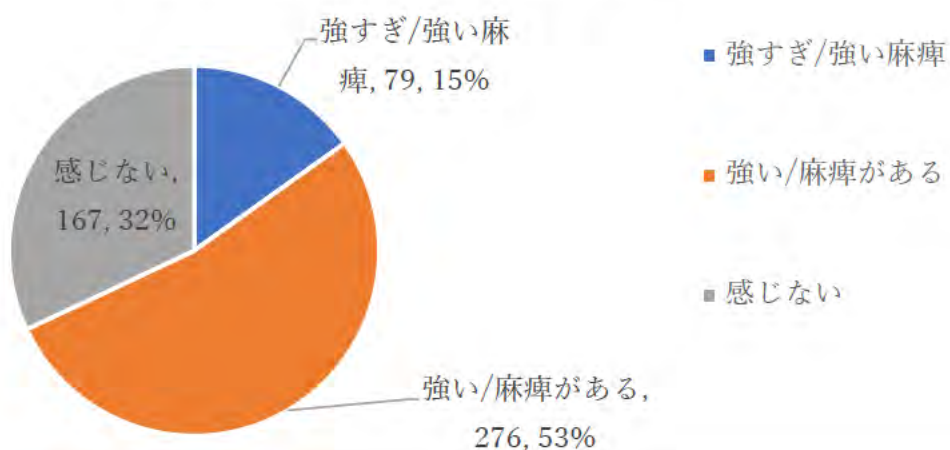
他人の意向に合わせて行動してしまうと考える相談者が 39%であった。



* 感情の極端さ n = 522

感情が麻痺したり、強過ぎたりすると感じている相談者が 68%である。

感情・感覚の困難（感情の極端さ）

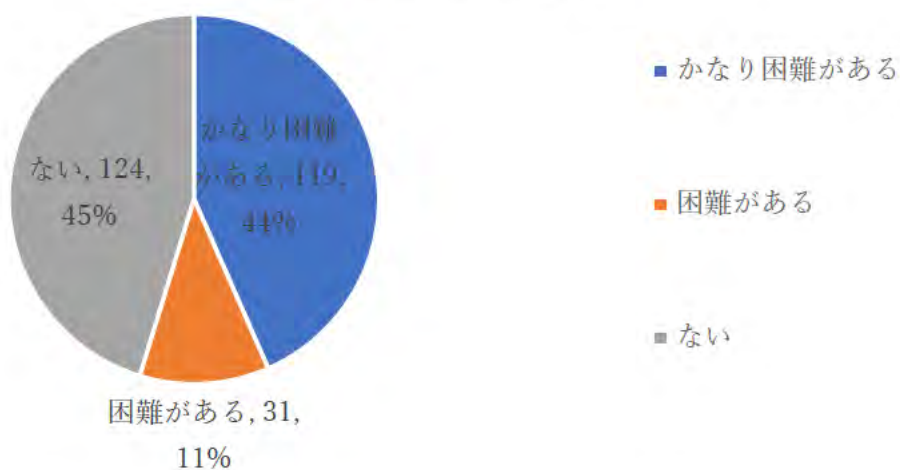


【行動面の困難について】

* 集団適応 n = 544

集団行動が困難である相談者は半数以上である。

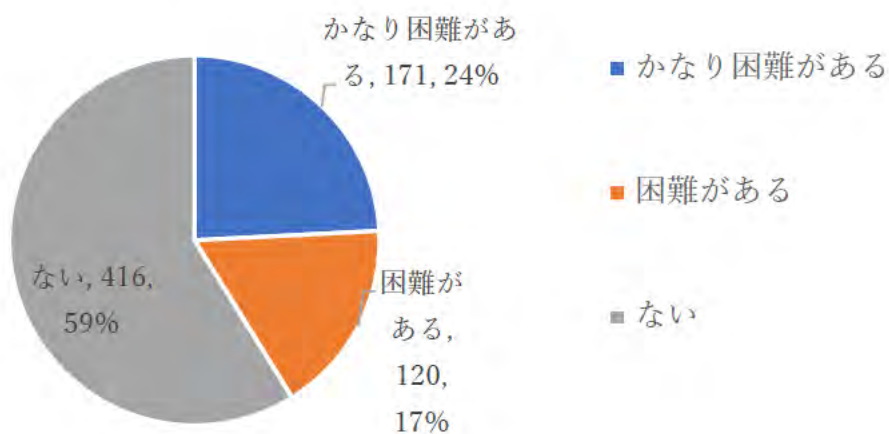
行動面の困難（集団適応）



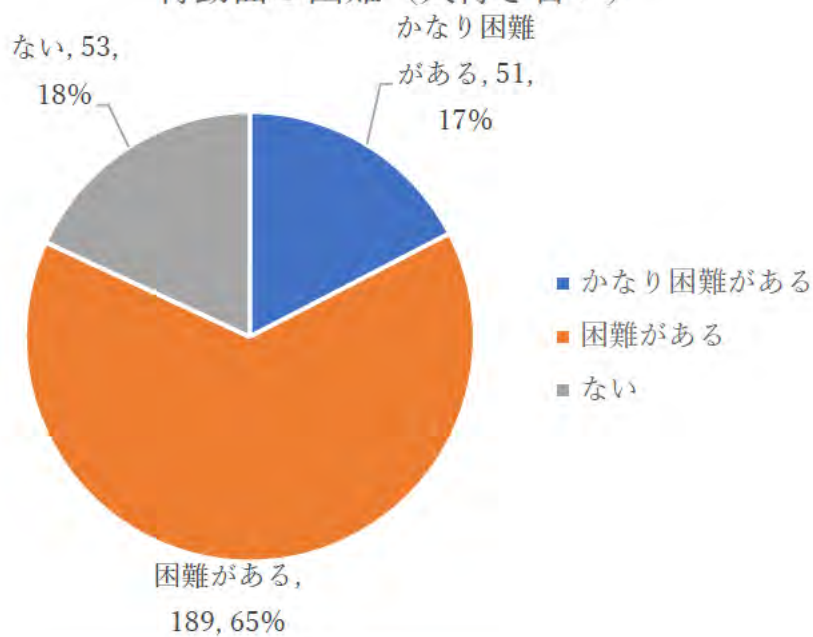
* 人付き合い n = 707

人付き合いで困難がない人は 59% である。

行動面の困難（人付き合い）



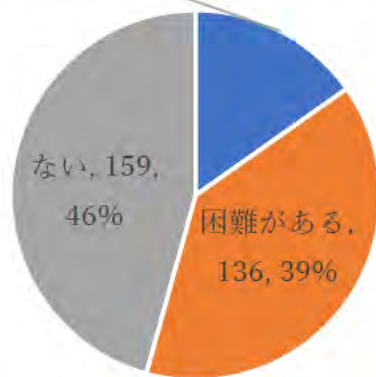
行動面の困難（人付き合い）



*TPO 配慮 n = 348

TPO 配慮に悩む相談者は半数以上である。

かなり困難がある, 53, 15% 行動面の困難 (TPO配慮)



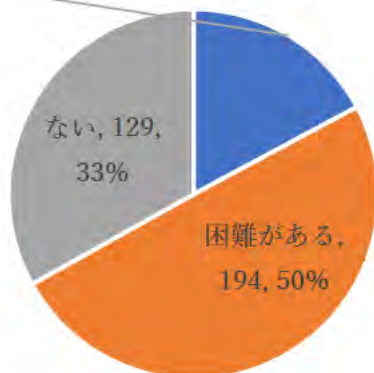
- かなり困難がある
- 困難がある
- ない

【成育経験の困難について】 n = 390

生育経験に困難があったと考える相談者は7割近い。かなり困難があった方は約2割である。

かなり困難がある, 67, 17%

生育経験の困難 (愛着や信頼関係)



- かなり困難がある
- 困難がある
- ない

来年度の孤独・孤立相談ダイヤルの実施について

1 実施時期をいつにするか

(方針案)

GW (5日程度) 5月2日(木) 10:00～5月7日(火) 10:00
 年末年始(10日程度) 12月25日(水) 10:00～1月4日(土) 10:00

※GWは孤独・孤立対策強化月間中でもあることから、月間中の国側の取組の一部として実施し、PRと試行的要素を兼ねるものとしてはどうか(後述)。

2 5月実施の際の試行的要素の導入について

(方針案)

#9999による従来の電話相談と並行して、メタバース相談、メール相談、WEB相談を実施

応答率向上のため、電話相談後の相談記録作成の効率化の観点から、IT(AI)を活用した自動文字起こし・自動相談概要作成のシステムを導入

※メタバース空間は、5月の強化月間中の国側の取組として開設。孤独・孤立相談のほか、オンラインによるNPOファンドレイジング講座実施、各地域における月間取組のリアルタイム中継(つながりコンサートなど)なども検討中。

3 今年度の試行で新しく導入した試みの継続について

(方針案)

- ・発信地域別ルーティングを活用した県民⇒県窓口への電話接続方式を、引き続き鳥取県に依頼する(ただし、平日・通常営業時間になるので、年末年始の閉庁前平日限定)とともに、例えば、地方版PFの交付金(都道府県向け)において、統一相談窓口を新たに設置する都道府県があった場合に、当該都道府県の統一相談窓口に、同じような取り組みを行う。
- ・なお、能登半島地震関連の相談をどのように取り扱うか。(専用の回線を設けるか?地元での支援へのつながりはどうするか?など)

※鳥取県の相談事業を受託するワーカーズコープさんいんみらい事業所が、12/15～12/28の平日の通常業務時間において、鳥取県内からの孤独・孤立相談ダイヤル(8

番・なんでも相談)への架電について、相談対応を行える体制をとった。

- ・メタバースによる相談は継続するか。その場合、今回は子育てのみだったが、次回は電話相談と同様（ただし外国人のぞく）に、18歳以下、孤独孤立一般、セクマイ、女性の悩み、としてはどうか。
- ・メール相談とWEB相談については、なんでも相談のみでよいか。

4. その他（論点）

- ・ピアサポートの導入のころみとして、メタバースの広場機能を活用した当事者同士の交流の取組を実施してみるかどうか。（匿名性を悪用した荒らし等のリスク対策など）
- ・相談体制強化のための工夫

「孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進」

■取組内容について

1 「集約（知る）」

地方における既存の活動から、孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による孤独・孤立の予防等に資すると考えられる取組事例を集める。

2 「紹介（知ってもらう）」

様々な分野による関係機関・法人・企業などが参画し連携している取組事例を対象とし、その内容に応じ事例を分別して、会員をはじめ自治体や関係機関へ事例紹介する。

■提出状況

計 86 件

■公表について

提出事例のうち、計 81 件を対象として以下の内容で公表を検討予定。

1. 取材を行い、記事を作成して一般向けに公表（7 事例）

- ・ 電子居場所（ひきこもり状態にある者を対象とした電子媒体を活用した居場所）
／兵庫ひきこもり情報ポータルサイト【大西参与】
- ・ 生活困窮者のペット飼育支援事業【大西参与】
- ・ 地域密着型サードプレイスによる「相談・参加・地域づくり」の一体的支援事業
【山本室長】
- ・ シチズンサポートプロジェクトによる社会的孤立・孤独の一次予防（JST-RISTEX）【山本室長】
- ・ 子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業（3C 区市町村包括補助事業）【湯浅氏】
- ・ 次世代の小規模公園のあり方と管理方法に関する研究
～地域住民の孤立孤独予防に資する公園～【湯浅氏】
- ・ バーチャルフォトウォークを利用した高齢者・障がい者支援【奥山氏分】

2. 提出事例をパワポ形式で整え一般向けに公表（19 事例）

3. エクセルリストにて、PF 会員専用ページにて限定で公表（81 事例）

4. 公表対象外（5 事例）

■スケジュールについて

- 7 月～ 8 月 担当幹事打合せ
 - ・ 調査項目の検討、サンプルの確認、集約方法、募集案内の検討
- 10 月～ 取組事例の募集開始（～11 月 30 日）
- 11 月～12 月 取組事例の紹介方法の検討・確定
- 1 月～ 2 月 取組事例の深堀取材
- 2 月 提出者公表確認
- 3 月 11 日 担当幹事打合せ
- 3 下旬 官民連携 PF ホームページにて事例公表

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 令和5年度第2回シンポジウムの開催

(令和6年3月8日、Web会議形式での開催。事前登録者706名、当日視聴回数565回)

資料 5

- ・官民連携プラットフォームでは、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動を行うためシンポジウムを開催。
- ・令和5年度第2回は、孤独・孤立対策地域協議会の解説や取り組み紹介、パネルディスカッションを通して、地域内で官民それぞれが役割や主体性をもった連携体制を構築するためのアクションや工夫とは何かをテーマに開催。

【解説】 「孤独・孤立対策地域協議会」について

報告者 内閣官房 孤独・孤立対策担当室 参事官補佐/青野 恵里子氏

【パネルディスカッション】 「孤独・孤立対策地域協議会」設立に向けた地域ごとの課題や工夫・アクション (1) 特色ある「孤独・孤立対策」の取組と「孤独・孤立対策地域協議会」設立の方向性

＜広島県尾道市の取組＞

報告者 広島県尾道市 平谷 祐宏 市長 / 福祉保健部 社会福祉課保護係保護係長 藤原 一宏氏

概要 市内7圏域の特徴を活かして構築した地域の一体的なケアシステムを基盤として、官民連携の多分野支援を可能にする孤独・孤立対策に取り組む。

＜熊本県熊本市の取組＞

報告者 熊本県熊本市 健康福祉課副課長 森川 毅氏
特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク
代表理事 樋口 務氏

概要 官民連携による孤独・孤立対策PFを令和4年度に構築。今後は幅広い分野の団体等をPFに巻き込み、PFのコアメンバーで地域協議会を構成するイメージ。

【パネルディスカッション】 「孤独・孤立対策地域協議会」設立に向けた地域ごとの課題や工夫・アクション (2) 取組の課題や工夫・アクションについて意見交換

モデレーター

内閣官房 孤独・孤立対策担当室 政策参与/大西連氏

パネリスト

- ・内閣官房孤独・孤立対策担当室 山本 麻里 室長
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会 会長 村木 厚子氏
- ・特定非営利活動法人日本NPOセンター 事務局長 吉田 建治氏

- ・広島県尾道市 福祉保健部 社会福祉課保護係 保護係長 藤原 一宏氏
- ・広島県尾道市 社会福祉協議会 サポートセンター 係長 高橋 望氏
- ・熊本県熊本市 健康福祉政策課 副課長 森川 毅氏
- ・特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク 代表理事 樋口務氏

- 既存のプラットフォームと孤独・孤立対策の違いについて議論。孤独・孤立対策には「予防」や「楽しむ活動」という観点が入っていることが特徴。多様な分野/立場の支援者や専門家を巻き込み、支援の網を拡げられることがポイント。
- 官民双方の「縦割り」の打開について議論。直接支援者同士が会って話し目線を合わせたり、単独の部署や団体では解決できない複合的課題の周知/理解促進、様々な取組が実は孤独・孤立対策に繋がることの発信等の工夫がある。

令和 5 年度通常総会事前表決結果

令和 5 年度通常総会について、書面事前表決を下記概要で開催し、議決結果は以下のとおり。

【議決結果】

下記の議決概要のとおり通常総会が成立し、議案のとおり議決した。

【議決概要】

○議決回答数 193（回答率 53.8%）

○有権会員数 359（令和 6 年 3 月 11 日時点会員数）（総会定足数 90）

・ 1 号議案

賛成数 130、反対数 0、議長委任 63

・ 2 号議案

賛成数 131、反対数 0、議長委任 62

【議決方法】

○改選案：別紙

○実施概要

- ・ 令和 6 年 2 月 21 日から 3 月 11 日まで PF 会員あてに、オンラインフォームまたはメール返信でのオンライン書面表決を実施。

《参考：関連規約》

（総会の定足数）

第 13 条 総会は、会員の 1/4 の出席をもって成立するものとする。

- 2 前項の出席者には、表決の委任をしたものも含む。

（総会の決議）

第 14 条 総会の議事は、議決に加わることのできる総会出席会員の過半数の賛成により決定する。

- 2 議長は採決に加わることができない。ただし、賛否が可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する会員を代理人として表決を委任することができる。

4 総会の議事に対して、電子メールによる意思表示もできるものとする。電子メールにより一つ以上の議案に対して賛否の意思表示を行った会員については、総会出席会員として数える。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 令和5年度事業報告(案)

1. 幹事会

幹事によって構成する幹事会を全7開催。孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営に必要な事項の議論・決議の他、孤独・孤立対策に係る情報共有を実施。

2. 各種事業

(1)複合的・広域的な連携強化活動

○分科会開催

- ・ 令和4年度に設けた分科会について継続して実施した。各分科会のテーマ、開催状況は以下の通り。

一分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

- ・ 検討成果をもとに、下記のとおり孤独・孤立対策強化月間、「つながりサポーター」養成などの進捗を図った。
- ・ ソフトバンク株式会社による携帯料金未払者へのチャットボット等への周知。

一分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」

- ・ 担当幹事会を3月25日開催

一分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

- ・ 担当幹事会を7月21日、11月13日、2月22日開催
- ・ 12月15日～1月4日にかけて「孤独・孤立相談ダイヤル」について施行実施。

(2)孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

○シンポジウム開催

- ・ 孤独・孤立対策推進法に関するシンポジウムを全2回オンラインYouTube配信で開催。
- ・ 各シンポジウムタイトルと開催日時・事前申込者数及び当日視聴回数は以下のとおり。

ー第1回「孤独・孤立対策推進法の施行へ向けた地域内連携の在り方」

令和5年11月2日(木)10:00-12:30 事前登録者991名、当日視聴回数648回

ー第2回「孤独・孤立対策地域協議会設立に向けた地域の取組み」

令和6年3月8日(金)15:20-18:00 事前登録者数706名、当日視聴回数565回

○孤独・孤立対策強化月間(以下、「月間」)(5月)

- ・ 会員をはじめとする多くの団体ほか、全国での孤独・孤立施策の活動についてキャンペーン等のイベント企画し月間において集中的に実施するため、会員の投票により、5月を月間と定め、令和6年5月から本格実施と決定。
- ・ 令和5年5月については、月間用のロゴマークを作成するとともに、月間中の取組を依頼の上、登録された取組みのホームページ公開。

- ・ 8月に「大丈夫！あなたはひとりじゃない」キャンペーンを実施。特設ホームページ、大臣、企業等の座談会等の動画作成、ポスターの作成・配布などを実施。
- ・ 令和6年5月の月間に向けて、ポスターの制作・配布、特設ページの作成、広報動画の制作、公開等を行い、令和6年度月間の事前周知を実施。

○孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進

- ・ 孤独・孤立対策に資する取組事例の募集を行い、86件の回答を得た。内7事例取材を行い、記事を作成して一般向けに公表。19事例をパワーポイント形式で整え一般向けに公表。81事例をエクセルリストにて、プラットフォーム会員限定に公表した。

(3)情報共有、相互啓発活動

○会員向け情報共有・情報発信

- ・ 会員に対し、内閣官房孤独・孤立対策担当室の活動紹介や孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム参加府省庁・会員団体からの情報を、月1-2回程度メールマガジン形式で情報提供。

○事務局訪問記

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問し、日々の活動や考えなどを伺い、その内容を孤独・孤立対策担当室のTwitterにて紹介。2か所への訪問を実施。

○孤独・孤立に関する調査

- ・ 全国の、孤独・孤立対策に資するNPO法人・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社・任意団体等に対して、他団体との連携した取組みの状況、「つなぎ」の役割を果たす「中間支援機能」による取組みの広がりに関するアンケート調査を実施。
- ・ 有効回答数3,088件。
- ・ アンケート調査に関連付け、好事例の発掘及び成功要因の分析のため、5団体へ現地訪問しヒアリング調査を実施。

○会員募集

- ・ 会員募集チラシのHP掲載などを通じて通年で会員を募集。令和4年2月25日設立当初、会員数は183団体(会員89件、協力会員87件、賛助会員7件)、令和5年3月10日時点、会員数は415団体(会員89件、協力会員87件、賛助会員28件)。
- ・ 令和6年3月1日現在、会員数は547団体(会員359件、協力会員150件、賛助会員38件)。

○勉強会

- ・ 孤独・孤立に係る基礎的な知識を深めるために、「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和4年)」に関する勉強会を、令和5年4月27日に実施。参加者68名。

(4)その他

○「つながりサポーター」養成

- ・ 「分科会1」検討成果のサポーターについて、投票により名称を「つながりサポーター」と決定。

- ・ 検討会を4回開催し、テキスト、カリキュラムを検討、作成し、5箇所（北海道登別市、山形県鶴岡市、奈良県生駒市、日本工学院専門学科、日本生命保険相互会社）でのモデル施行を実施。

3. 総会

令和5年度事業報告や、令和6年度事業計画(案)、その他の事項について確認、決定する。関連イベントとして、「孤独・孤立対策としてのつながりづくり」を開催。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

令和6年度事業計画

目的

孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織間の連携及び官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的に取組を実施。

1. 幹事会

幹事によって構成する幹事会を隔月を目安に開催。孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営に必要な事項の議論・決議の他、孤独・孤立対策に係る情報共有を実施。

2. 各種事業

(1)複合的・広域的な連携強化活動

①分科会開催

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの会員間で共通する課題に対する解決策等の検討に関する活動を行うことを目的に取り組む。また必要に応じて重点計画やいわゆる「骨太の方針」に反映していくことも視野に入れて議論を進める。
- ・ 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに分科会を設ける。各分科会のテーマは以下の通り(令和4年度に「中間整理」とした分科会2、3は、テーマを継続。年度途中において、新たな課題等を踏まえ分科会テーマを設定することも想定。)。
一分科会2「分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」
一分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」(本格実施としての孤独・孤立相談ダイヤル等の強化月間及び年末年始の実施・検証を含む)

(2)孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

①シンポジウム開催

- ・ 全国での孤独・孤立施策の事業活動に焦点を当て、地域における現状の認識や気運の醸成を図り、得られた当該情報等の横展開に取り組む。
- ・ 孤独・孤立の実態把握調査の結果や、分科会の検討成果などに関するシンポジウムを3回程度開催する。

②孤独・孤立対策強化月間(5月)

- ・ 会員をはじめとする多くの団体ほか、全国での孤独・孤立施策の活動についてキャンペーン等のイベントを企画し月間において集中的に実施、することとして令和6年

度は本格実施を行っていく。

③孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進

- ・ 令和5年度の実施をふまえて、引き続き地方における孤独・孤立の予防等に効果が表れている取組事例を集め、会員をはじめ自治体や関係機関等へ秀逸なものを含め紹介。

④つながりサポーター養成

- ・ 令和5年度のモデル実施をふまえて、本格実施として、20自治体程度での養成を実施。あわせて、実施状況をみながらテキスト、カリキュラムの再検討を行っていく。

(3)情報共有、相互啓発活動

①会員向け情報共有・情報発信

- ・ 会員に対し、内閣官房孤独・孤立対策担当室の活動紹介や孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム参加府省庁・会員団体からの情報を、月1-2回程度メールマガジン形式で情報提供。

②事務局訪問記

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問し、日々の活動や考えなどを伺い、その内容を孤独・孤立対策担当室のTwitterにて紹介。

③孤独・孤立に関するNPO法人等への調査

- ・ NPO等支援組織間及び官民の連携に向けた基礎資料を得ることを目的に、孤独・孤立対策に資するNPO法人等の活動状況・先進事例・課題の把握などを実施。
- ・ 孤独・孤立対策に資する活動に着目し、全国の圏域に所在するNPO法人・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社・任意団体等に対して、その効果や要因等に関するアンケート調査を実施。

④勉強会

- ・ 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果などの概要説明を実施し、孤独・孤立に係る基礎的な知識を深める。

3. 総会

令和6年度事業報告や、令和7年度事業計画(案)、その他の事項について確認、決定する「令和6年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会」及び、関連イベントを開催。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約

令和4年2月25日
設立総会決定
令和5年6月9日
一部改定
令和6年3月19日
一部改定

(名称)

第1条 本会は、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織間の連携及び官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- 二 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動
- 三 孤独・孤立対策に関する先導的取組・学術研究等の情報共有・相互啓発活動
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事業年度)

第4条 本プラットフォームの事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

(会員等)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、本規約を順守し、総会の議決権を有する以下の会員をもって組織する。

- 一 全国的に孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を行う中間支援団体、各分野の全国団体
- 二 孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体
- 三 関係府省庁
- 四 孤独・孤立対策に関して高い見識を有する者（個人）

2 本会に、本規約を順守し、総会の議決権を有さない以下の会員を設ける。第6条及び第8条の規定は、これらの会員について準用する。

- 一 協力会員 経済団体、学術団体、地方公共団体の意見を取りまとめる全国的連合組織、都道府県・市区町村など孤独・孤立対策に関心が高く、本会の各種活動に可能な範囲で協力する団体

二 賛助会員 民間団体・助成団体など孤独・孤立対策に関心が高く、第3条に掲げる活動を支援する団体

(入会)

第6条 新たに本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を第16条に規定する幹事会に提出するものとし、幹事会において、次項に定める要件を満たし、入会が適切であると認める場合に、会員となることができる。

2 会員の入会に当たっては、主に以下の点を確認する。

- 一 孤独・孤立対策に取り組む活動実績があること
- 二 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
- 三 会員2団体以上又は関係府省庁の推薦があったこと

(会費)

第7条 会費は当面これを徴収しない。ただし、総会において必要と認められるときは、本会の運営に必要な実費の負担を会員に求めることができる。

(退会・除名)

第8条 本会を退会しようとする者は、退会の意志を書面により幹事会に届け出て、任意に退会することができる。また、会員が次の事項のいずれかに該当するときは、該当団体等に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれない場合
- (2) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (3) 会員が解散又は営業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号から第4号の事由については、幹事会の議決を経て除名することができる。

3 第1項の規定による会員の退会、前項の規定による会員の除名については、事後に総会に報告を行わなければならない。

(総会の構成)

第9条 本会の会員をもって構成する総会をおく。

(総会の機能)

第10条 総会は、この規約に別に定めることのほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 幹事の選出
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項を検討する。

(総会の開催)

第11条 通常総会は、毎年度1回開催する。

- 2 幹事会が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。
- 3 幹事会は、会員総数の2割以上の会員から総会の開催を求められた場合、臨時総会を開催しなければならない。
- 4 議長は出席会員の互選により選出する。

(総会の招集)

第12条 総会は、幹事会が招集する。

(総会の定足数)

第13条 総会は、会員の1/4の出席をもって成立するものとする。

- 2 前項の出席者には、表決の委任をしたものも含む。

(総会の決議)

第14条 総会の議事は、議決に加わることのできる総会出席会員の過半数の賛成により決定する。

- 2 議長は採決に加わることができない。ただし、賛否が可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 総会の議事に対して、電子メールによる意思表示もできるものとする。電子メールにより一つ以上の議案に対して賛否の意思表示を行った会員については、総会出席会員として数える。

(議案の提案権)

第15条 総会への議案は幹事会が提案する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条第3項の請求を行った会員は、その総意にかぎり議案を提出することができる。

(幹事および幹事会)

第16条 総会において議決された事項を円滑に進めるために幹事によって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、この規約で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項を定める。
- 3 幹事会の運営を円滑に進めるために、代表幹事、副代表幹事を、複数、置くことができる。
- 4 幹事会は、幹事総数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

(幹事の選任)

第17条 幹事は、総会の議決において会員の中から選任する。ただし、第5条第1項第二号から第四号までの会員の中からの選任は3以内とする。

- 2 幹事は3以上とする。

3 代表幹事および副代表幹事を置く場合は、幹事会の互選により選任する。

(解任)

第18条 幹事が次号のいずれかに該当するときには、該当幹事に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て該当幹事を解任することができる。

(1) 職務の執行にあたれないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反、その他幹事としてふさわしくない行為があると認められるとき

(幹事の任期)

第19条 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 幹事は、辞任又は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(事務局)

第20条 本会の事務の執行を円滑におこなうため内閣府孤独・孤立対策担推進室に事務局をおく。

(分科会等)

第21条 活動の必要に応じて、本会に会員の一部により組織された分科会等を設置することができる。

2 本会の会員は、分科会等の設置を提案できる。

3 分科会等の設置について幹事会は助言を行うことができる。

4 分科会等には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

5 協力会員、賛助会員は、第2項に定める分科会等の設置は提案できないが、傍聴することができる。

6 その他の事項については、本規約と別に定める「分科会規程」によるものとする。

(解散)

第22条 本会は、総会の決議により解散する。

(附則)

1. この規約は、2022年（令和4年）2月25日より施行する。

(附則)

1. この改正は、2023年（令和5年）6月9日より施行する。

(附則)

1. この改正は、2024年（令和6年）4月1日より施行する。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会 規程

(趣旨)

第1条 この規程は孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約第21条の規定に基づき設置される、分科会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分科会は、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「本会」という。）の会員間で共通する課題に対する解決策等の検討に関する活動を行うことを目的とする。

(設置期間)

第3条 分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末とする。

(活動計画)

第4条 分科会の設置又は設置期間の延長を希望する会員は、年間の活動計画を所定の書式で本会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

(活動報告)

第5条 分科会は、当該年度末までに、活動報告を所定の書式で事務局に提出する。

(構成員)

第6条 分科会の構成員は、会員から組織する。

2 構成員の募集に当っては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとし、事務局が特に分科会活動に悪影響を及ぼすと判断した場合を除き、会員は参加を阻まれない。

3 構成員は、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第9条を遵守する。

(費用)

第7条 会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、構成員の自己負担とする。

(成果の報告)

第8条 分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果（以下「検討成果」という。）がある場合、分科会は、随時事務局へ報告する。

(秘密保持)

第9条 構成員は、分科会活動において知得した他の構成員の技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の構成員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(検討成果等の取扱い)

第10条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果（以下「検討成果等」という。）は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は検討成果等を自由に利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と検討成果等の取扱いについて協議する。

3 分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議する。

(規程の制定改廃)

第11条 本規程の制定改廃は、事務局である内閣官房と幹事会が協議の上行い、制定または改廃した場合においては、直ちに会員に通知する。

附則

この規程 は、2022 年（令和4年）2月25日から施行する。

令和 5 年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 通常総会 議事次第（案）

令和 6 年 3 月 19 日（火）

14：00～14：45

（オンライン開催）

1. 開会

2. 加藤孤独・孤立対策担当大臣挨拶（ビデオメッセージ）

3. 議長選出

4. 議題

（1）令和 5 年度事業報告及び令和 6 年度事業計画（案）

（2）規約改正

5. その他

（1）令和 6 年 2 月臨時総会（幹事選任）の表決結果について

（2）令和 6 年 5 月「孤独・孤立対策強化月間」の取組について

（3）「孤独・孤立対策推進法」について

（4）令和 5 年度補正予算、令和 6 年度当初予算について

6. 閉会

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

令和5年度通常総会関連イベント

■テーマ

孤独・孤立対策としてのつながりづくり

■概要

令和6年5月の「孤独・孤立対策強化月間」に向けた取組み、「孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進」の事例募集など、令和5年度の孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの様々な活動と関連して、0次予防をふくめた孤独・孤立対策、企業での孤独・孤立対策の事例を紹介し、ディスカッションを行うことで、多様な主体による孤独・孤立対策とつながりづくりの参考をえつつ、強化月間への機運醸成を図る。

■日時

令和6年3月19日（火） 関連イベント15:00～17:00

（令和5年度通常総会 14:00～14:45）

■内容

パネルディスカッション（120分）

1. 事例紹介

（1）孤独・孤立対策強化月間に関連した0次予防等の取組み事例

- ・一般財団法人 100万人のクラシックライブ
- ・一般社団法人 ArtsAlive

（2）「孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進」事例

- ・NPO法人クラブしきーず

（3）企業における孤独・孤立対策の取組み事例

- ・イオンリテール株式会社

2. 意見交換

3. 月間関連告知、まとめ

《登壇者》

○モデレーター 内閣官房孤独・孤立対策担当室 大西 連 政策参与

○パネリスト

①認定NPO法人全国こども食堂支援センターむすびえ 理事長 湯浅 誠氏

②内閣官房孤独・孤立対策担当室 山本 麻里 室長

○事例紹介

①一般財団法人 100万人のクラシックライブ 代表理事 蓑田 秀策氏

②一般社団法人 ArtsAlive 代表理事 林 容子氏

③NPO法人クラブしきーず クラブマネジャー 増田 康太氏

④イオンリテール株式会社 経営企画本部 MySCUE 事業部長 駒井 一郎氏

【お問合せ】

内閣官房 孤独・孤立対策担当室

電話：03-5253-2111（内線 82852）

Webページ開設

NPO等の紹介動画の作成、紹介

1. ポスターの作成、配送

「孤独・孤立対策強化月間」啓発ポスターを会員、各団体あてに順次配送。強化月間ロゴマークとあわせて周知、広報にご活用いただきたい。

※ご希望に応じてポスターの電子データなどもご提供可能です。

【ポスター】



【孤独・孤立対策強化月間」ロゴマーク】



令和6年5月の「孤独・孤立対策強化月間」について

専用Webページの開設

【Webページイメージ】



※セット版に差替え

【Webページキャラクター】

キャラクター設計 (2/20黄色マーカー部修正・追記)

孤独・孤立に悩む人の多様性に配慮し、特定の属性を想起させない、「ゆるやかなつながり」を象徴するキャラクターを作成します。孤独・孤立という悩みに共感し、当事者に寄り添う親しみやすいキャラクターを作成することで、孤独・孤立という問題を深刻に捉えず、日頃から「ゆるやかなつながり」を持つことの大切さを伝えます。

名前: ヒカリノ	背景	宇宙の彼方から仲間とはぐれ、地球にやってきた光の妖精ヒカリノ。地球上にいるネコに良く似ていることから、ネコのフリをして地球では暮らしています。地球にやってきたばかりの時は孤独を感じていましたが、人のやさしさ・つながりに触れたことでココロを温めていきました。同じように孤独を感じてしまった人に、寄り添いたい・つながりの大切さを伝えたいと心から願っています。孤独や孤立を感じる人のハートに寄りそって欲しいという想い込められています。孤独や孤立が深刻化する前に気づき、適切な機関へ導くという「つながりサポーター」の象徴(内閣官房様ご検討中)であると同時に、孤独に気づき寄り添い共に前進してくれる友人のような役割も持っています。
	性格	ヒカリノはみんなの心の動きを察知する能力を持っています。小さな悩みにも良く気が付き積極的にサポートする思いやりのあるお世話好きなキャラクターです。人と話すことが大好きなヒカリノの明るさや、持ち前の強い共感力は、人々を引き寄せ、コミュニティの結束を深め、人々をつなぐ重要な役割を發揮します。人見知りせず、異なる文化や考え方・多様性を受け入れる包容力があります。
	特徴	本当はネコではないため、ネコにはあるヒゲがないことも特徴。本人はヒゲがないことは「チャームポイント」と捉えており、前向きな性格であることを象徴しています。ハートの部分を光らせることが得意です。ヒカリノは暗闇のなかでもヒカリを失わないこと、どんな状況でも光を放ち続ける特性が、人々の心に明るい未来への希望を灯すことを象徴しています。基本ハートはオレンジ色の線色ですが、孤独・孤立を察知するとブルーに紫色する不思議な能力を持っています。これは人々の孤独・孤立化に共感を表し、誰もがそのような感情を経験する可能性があることを示しています。選手が得意な特徴的な「手」は「つながり」と「暖かさ」を象徴し、コミュニティ内でのつながりを強調します。

※本キャラクターの著作権は譲渡いたします。(著作権人権はクリエイターに帰属)

令和6年5月の「孤独・孤立対策強化月間」について

強化月間の取組みの登録、紹介、NPO等の紹介動画の作成、紹介

NPO等の活動紹介動画も2. のホームページで紹介。

※セット版に差替え

【登録取組み紹介】



【活動紹介動画・紹介マンガ】



令和6年5月の「孤独・孤立対策強化月間」について

・メタバース空間を用いたイベントの実施

令和6年5月「孤独・孤立対策強化月間」メタバースイベント企画案

①つながりサポーター	参加者向けにメタバース上でウェビナー形式の講座を開く
②NPO向けファンドレイジング講座	孤独・孤立対策に取り組むNPO関係者向けにメタバース上でウェビナー形式の講座を開く
③孤独・孤立相談窓口	メタバース上で孤独・孤立に悩む方の相談を受け付ける。 ※5月2日～5月7日朝の限定開催
④自治体・NPO等の取組み	全国の自治体やNPO等からとりまとめた孤独・孤立対策強化月間における取組を紹介するコーナーを設ける
⑤孤独・孤立対策チャットボット	孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」に搭載している左記チャットボットに、メタバース上でもアクセスできるようにする
⑥NPO等紹介動画	孤独・孤立対策に取り組むNPO等を紹介する動画をメタバース上でも視聴できるようにする ※イベント期間中は常設展示
⑦孤独・孤立対策強化月間ポスター	孤独・孤立対策強化月間の啓発ポスターをメタバース内に展示する

令和6年度関連スケジュールについて

- 令和5年度は、幹事会は幹事団体の意向を踏まえ、奇数月隔月の第3水曜日を基本として調整（あわせて2月に総会に係る臨時幹事会を実施）。
- 令和5年度は、事務局会議は同会議で幹事会2週間前を目安として毎月の第1水曜日を基本として調整。
- 幹事会、事務局会議の日程について、令和5年度をベースとしつつ、年度始めを考慮して4月を加える形で想定。

	幹事会	事務局会議	備考
4月	17日（水）17:00～18:00	10日（水）17:00～18:00	第1水曜日が3日のため次週に繰り下げ
5月	15日（水）17:00～18:00	8日（水）17:00～18:00	第1水曜日が1日のため次週に繰り下げ
6月	－	15日（水）17:00～18:00	
7月	17日（水）17:00～18:00	3日（水）17:00～18:00	
8月	－	7日（水）17:00～18:00	
9月	18日（水）17:00～18:00	4日（水）17:00～18:00	
10月	－	2日（水）17:00～18:00	
11月	20日（水）17:00～18:00	6日（水）17:00～18:00	
12月	－	4日（水）17:00～18:00	
1月	15日（水）17:00～18:00	8日（水）17:00～18:00	第1水曜日が1日のため次週に繰り下げ
2月	－	5日（水）17:00～18:00	
3月	19日（水）17:00～18:00	5日（水）17:00～18:00	

※5月は孤独・孤立対策強化月間

○令和6年度のシンポジウム開催時期、内容については別途検討が必要。

《ご参考：これまでのシンポジウム》

- ・令和4年6月21日 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果に見る課題の背景と取組」
- ・令和4年10月26日 「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
- ・令和4年12月20日
「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」
- ・令和5年3月16日 「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
- ・令和5年11月2日 「孤独・孤立対策推進法の施行へ向けた地域内連携の在り方」
- ・令和6年3月8日 「孤独・孤立対策地域協議会設立に向けた地域の取組み」